

第1節 風水害に関する情報の住民への伝達等に関する計画

本節は、風水害による生命・財産への被害を最小限に止めるため、被害の未然防止、拡大防止を住民に呼びかけるための情報の収集・伝達及び災害が発生する恐れがある異常な現象の通報に関する要領等を定めるものである。

1 被害の未然防止、拡大防止のための住民への呼びかけ

(1) 基本方針

県内で風水害が発生する恐れのある場合、県及び市町村は、住民に対して浸水や山・がけ崩れ等の危険箇所からの避難及び家屋の補強など、被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い住民に注意を喚起することとする。

(2) 市の措置

市は、県等から警報の発表について伝達を受けた場合(第2節4参照)、積極的に大分県防災情報システムの活用を図り、その後の気象情報等により市内で風水害の発生する恐れがあると判断した場合、市の防災行政無線、防災情報提供メール(県民安全・安心メールを含む)、移動通信事業者が提供する緊急速報メール(エリアメール等)、広報車、インターネット(ホームページや、ツイッター等のソーシャルメディア)等を用いて住民に対して浸水や山・がけ崩れ等の危険箇所からの避難及び家屋の補強などを呼びかけ、被害の未然防止・拡大防止を図る。その際、災害時要援護者、帰宅困難者等にも的確に呼びかけができるよう配慮する。

また、災害発生中・後においても、同様の措置により必要な対策を促す。

[伝達の例]

- ・こちらは、由布市です。
- ・大雨・洪水警報が発表されました。
- ・河川が氾濫したり、山やがけ崩れる恐れがあります。
- ・停電したり、断水する恐れがあります。
- ・〇〇地区の人は、早めに避難してください。その他の人も、いつでも避難できるよう準備してください。
- ・断水に備えて、飲料水をためてください。
- ・テレビやラジオの情報に注意してください。
- ・危険が迫っていますが、落ち着いて行動してください。

(2回以上繰り返す。)

2 災害が発生する恐れがある異常な現象の通報

(1) 基本方針

災害が発生する恐れがある異常な現象を発見した者は、速やかに市(消防機関を含む。)に通報しなければならない。(災害対策基本法第54条)。

第2節 火災に関する情報収集・伝達計画

火災による生命・財産への被害を最小限に止めるため、火災に関する情報の収集・伝達は、この節に定めるところによって実施する。

- 消防法に基づく火災気象通報及び火災警報の収集・伝達
- 被害の未然防止、拡大防止を住民に呼びかける情報の収集・伝達

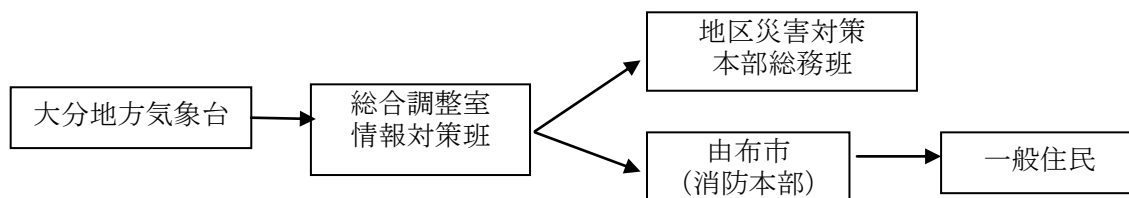
1 火災気象通報及び火災警報の収集・伝達

(1) 基本方針

火災による市民の生命・財産への被害を最小限とするため、大分地方気象台、県、市は迅速かつ的確に火災気象通報及び火災警報の伝達を行う。

- 火災気象通報：消防法に基づいて大分地方気象台が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事は、この通報を受けたときは直ちにこれを市町村長に通報する。
- 火災警報：消防法に基づいて市町村長が知事からの火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

(2) 火災気象通報及び火災警報の伝達系統



(3) 火災警報の周知方法

- イ 主要公共建物の掲示板に必要な事項を掲示
- ロ 警報信号の使用(消防法施行規則別表第1の3)
- ハ 主要地域における吹流しの掲揚
- ニ 防災行政無線による放送
- ホ その他広報車による巡回宣伝

2 被害の未然防止、拡大防止のための住民への呼びかけ

(1) 基本方針

火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、市

は、住民に対して火の元の確認など被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い住民に注意を喚起することとする。

(2) 市の措置

市長(消防長)は、防災行政無線、広報車等を用いて住民に対して火の元の確認などを呼びかけ、被害の未然防止・拡大防止を図る。その際、災害時要援護者にも的確に呼びかけができるよう配慮する。

[呼びかけの例]

こちらは由布市です。
消防本部からお知らせします。
只今、乾燥注意報が発令されています。
空気が乾燥し、火災の起こりやすい状態です。
たき火やタバコの投げ捨てはやめましょう。
お休み前にもう一度、火の元の点検を行いましょう。
以上由布市でした。

第3節 水防計画

《基本方針》

洪水等により水害が発生し、または発生する恐れがある場合は、水防法（昭和24年法律第193号）第25条の規定に基づき、これを警戒し、防ぎよし、被害を軽減するための水防体制の確立及び水防活動に努めるものとする。

第1項 実施内容

1. 水防計画

本節は、「市水防計画書」によるものとする。

2. 水防対策準備室の組織と設置・廃止

水防対策準備室は、気象情報等により災害の発生が予想される場合において、その程度が水防本部を設置するに至らないとき、関係機関と連絡調整を図るため臨時に設置する。

1) 組織

水防対策準備室の組織は、次のとおりとする。但し、市災害対策本部が設置された場合には、災害対策本部の班長及び班員を兼ねる。

2) 設置

大雨・洪水警戒警報または、長雨期における大雨・洪水注意報等の発表により、各種災害が予想される場合において、総務部長の指示により設置する。

3) 廃止

水防本部が設置された場合、または災害の危険が解消されたと認められた場合に総務部長の指示により廃止する。

3. 由布市水防本部

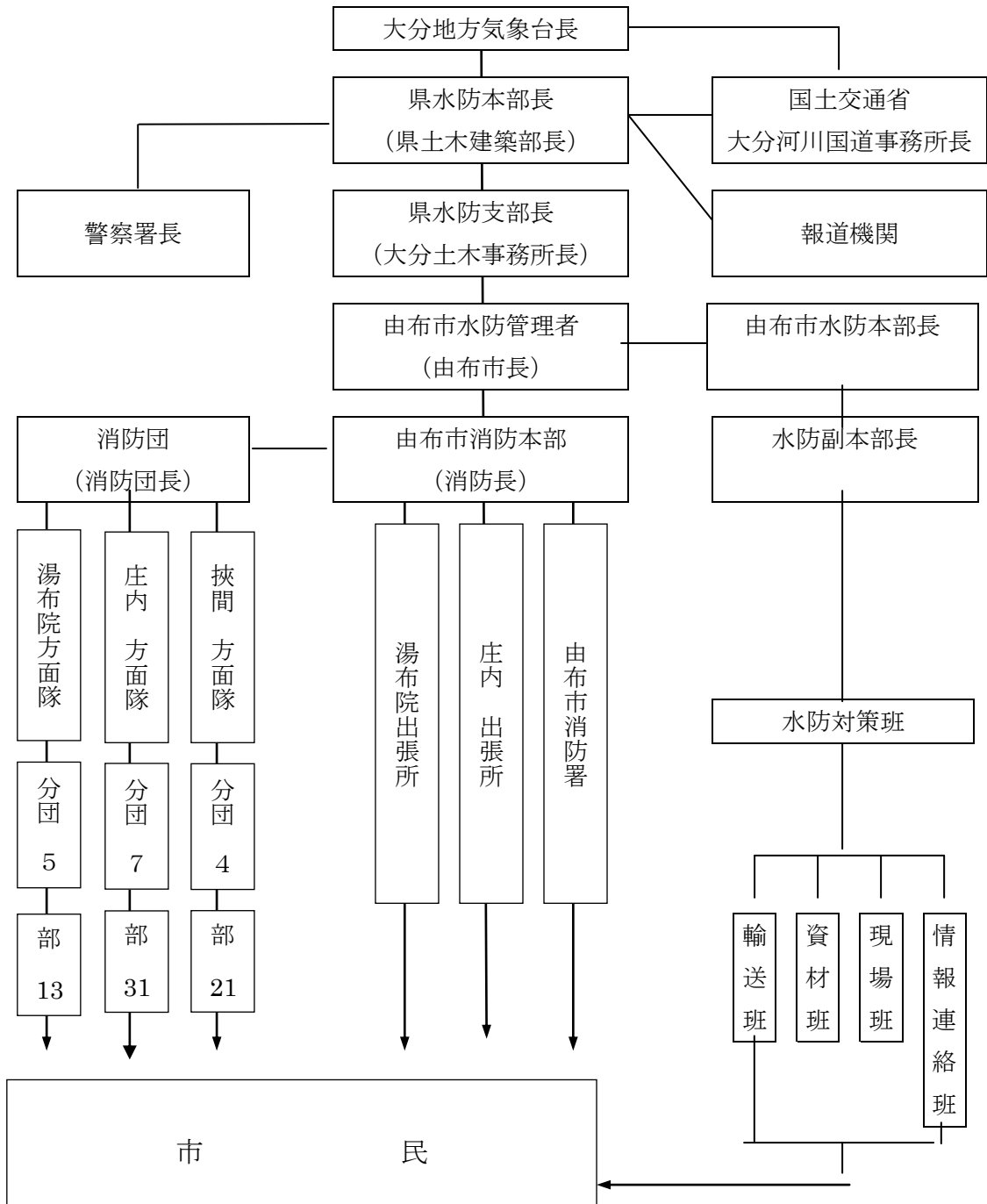
1) 設置

水防管理者は、法第10条の2による洪水予報の通知・法第10条の4第3項による水防警報の通知を受けたとき、または出水の恐れがあることを自ら知り得たときは必要に応じて水防本部を設置し、県水防支部（大分土木事務所）に通知する。

2) 災害対策本部への統合

水防本部は災害対策基本法（昭和36年法律第233号）の規程により、市災害対策本部が設置された場合には、市災害対策本部に統合し水防活動を行う。

4. 水防体制及び警報系統図



5. 水防に関する連絡通報組織

1) 連絡の方法

市有の連絡機構を使用することを原則とするが、緊急やむを得ないときは、水防法第27条に基づき、公衆通信施設を優先的に使用することができる。なお、非常連絡について、水防体制に基づき協力を要請する。

2) 水防信号

県水防計画による水防信号を用いる。

ア.信号は適宜の時間継続すること。

イ.必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用すること。

ウ.危険解消を確認したときは口頭伝達により周知させること。

6. 洪水予報及び通報

出水時の水位、雨量の観測及び通報は、下記の基準に基づき各観測員から水防本部へ、水防本部は上流から下流へ、さらに関係機関へ迅速、的確に連絡する。

1) 警戒水位の基準

河川氾濫に関する防災情報は、気象情報と河川水位危険度レベルに応じて、住民の避難行動等を明確にするため、特別警戒水位の情報を統一する。

水位基準	水位の位置付け
ア.氾濫注意水位	市長の避難準備情報等の発令判断の目安、住民の氾濫に関する情報への注意喚起、水防団の出動の目安
イ.避難判断水位	市長の避難勧告等の発令判断の目安、住民の避難判断の参考
ウ.氾濫危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の恐れがある水位
エ.水防団待機水位	水防団が出動のため待機する水位

2) 発表情報

発表情報	発表時期
ア.〇〇川氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達したとき
イ.〇〇川避難警戒情報	避難判断水位に到達したとき、あるいは水位予測に基づき氾濫危険水（従前の「危険水位」）位に達すると見込まれたとき
ウ.〇〇川氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき
エ.〇〇川氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

3) 雨量観測

雨量の観測員は、下記の事項を明確に記録し、必要に応じ市水防本部に報告するとともに、県水防本部、大分土木事務所にも報告する。

《 雨量観測員の市水防本部への報告事項 》

- ア.日雨量(午前9時から翌日午前9時まで)
- イ.最大時間雨量(何時何分から何時何分まで)
- ウ.連続雨量(常に累計を出しておき、最終的に総雨量を明記する)

4) 雨量の通報

雨量の通報は、気象庁の注意報・警報の基準に従い、避難勧告、指示を行う。

5) 決壊等の通報

決壊またはこれに準ずる危険な事態が発生した場合は、水防法第25条の規定により、直ちにそのことを大分土木事務所及び氾濫の恐れのある方向の隣接水防管理団体に連絡することとし、警察署、その他必要な機関に連絡する。

第2項 水防非常配置

1. 水防非常配備

本部長は所属職員の水防非常配置への切替を確実、迅速に行うと共に事態に即応して勤務者を適宜に交代休養させる等、長期間にわたる非常勤務活動の円滑完璧を期するため、配備体制を3段階に分ける。

1) 配置体制及び指令

動員体制	配 備 内 容
第一段階 (待機)	水防団員の足留めを警告するもので状況に応じて速やかに活動できるようにしておく必要がある旨を警告するもの または出動時間が長引くような場合に水防活動をやめることができないが出動人員を減らしても差し支えない旨を警告するもの
警報基準	県水防支部の通知または大分気象台の通報とその時の状況により判断し、発表する
第二段階 (準備)	水防資機材の整備点検水門等の開閉会準備堤防の巡視及び直ちに出勤できるように準備する旨を警告するもの
警報基準	各水位観測所が指定水位に達してから、水位が更に上昇し、水防の必要があると判断されるとき。大雨・洪水注意が発せられたとき
第三段階 (出動)	水防（消防）団員が出動する必要のある旨を警告するもの
警報基準	警戒水位に達し、なお引き続き水位が上昇し、破壊の公算大になるとき 大雨・洪水警報が発せられたとき
第四段階 (解除)	水防活動を必要とする出水状況が解除した旨を通知すると共に一連の水防警報を終了する旨を通知するもの
警報基準	警戒水位以下に下り、再び増水する恐れがないと判断され、以後水防の必要がないと認めるとき

2. 出動

水防本部長は、次の場合直ちに定められた計画に従い、出動及び警戒配置につかせる。この場合は、直ちに大分土木事務所に報告する。

- 1)水防警報が発令されたとき。
- 2)河川の水位が警戒水位に達したとき。

第4節 避難の勧告・指示等及び誘導に関する計画

《 基本方針 》

災害のため、現に、身体・生命が危険な状態にある場合、これらの者を保護するため、避難を勧告または指示し、安全な場所に避難させ、収容するための計画であり、災害危険区域等にある市民を安全な場所に避難させるための方法等を明確にし、迅速かつ円滑な避難の実施を図る。

第1項 避難勧告及び指示並びに伝達

1. 避難勧告・指示権者

市長、その他避難の指示等の権限を有する者は、災害が発生し、またはまさに発生しようとして危険が急迫している場合、危険区域の居住者に対し避難のための立ち退きを勧告し、または急を要すると認められるときは避難のための立ち退きを指示する。

《 避難勧告・指示の種別及び実施権者 》

種別	実施権者	要件	対象者	その他
避難の勧告 避難の指示	市長	災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	必要と認める地域の居住者 滞在者 その他の者	知事に報告。避難の必要がなくなったときは直ちに公示 (基本法第60条)
避難の指示	①警察官	市長が避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき	必要と認める地域の居住者 滞在者 その他の者	市長に通知 (基本法第61条)
立ち退きの指示	①知事 ②知事の命を受けた吏員	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	必要と認める区域内の居住者	管轄警察署長に通知(地すべり等防止法第25条)
立ち退きの指示	①知事 ②知事の命を受けた職員 ③水防管理者(市長)	洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	必要と認める区域の居住者	水防管理者が支持する場合は管轄警察署長に通知(水防法第29条)
避難の措置	警察官	人の生命若しくは身体に危険を及ぼす恐れのある天災事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑沓等危険がある場合で特に急を要する場合	危険を受け る恐れのある者	公安委員会に報告(警察官職務執行法第4条)
避難の措置	自衛官	自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は警察官がその場にい ない場合に限り警察官職務執行法第4条による避難等の措置をとる	危険を受け る恐れのある者	防衛庁長官の指定する者に報告(自衛隊法第94条)

※なお、実施権者の指示によりがたい場合は、災害が発生する恐れがある地域を所管する振興局長をはじめ、その現場にいる上席の吏員が人命優先を最重点に実施する。この場合にあっては、事後速やかにその旨を市長に報告する。

2. 避難勧告・指示の基準

1) 避難勧告、指示の発令、時期

雨量基準等を定め、気象状況等を勘案しながら、避難勧告等を発令する。

本市では、大分地方気象台の注意報、警報に準じて、注意報、警報の発令を行い、避難の勧告と指示を行う。

避難勧告・指示の基準は以下のとおりに行う。

《 避難準備の呼びかけ 》

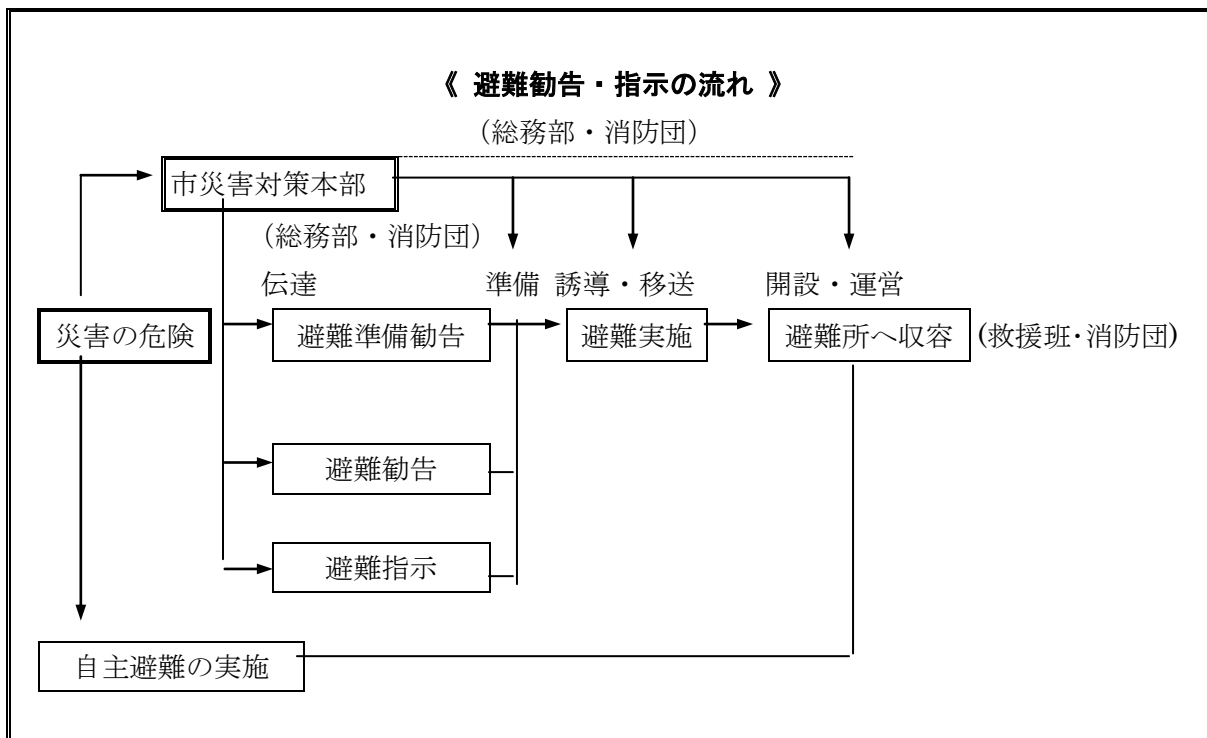
条 件	ア.大雨警報、暴風警報、洪水警報（大分地方気象台）が発せられ、避難の準備を要すると判断される時 イ.河川が警戒水位を突破し、なお水位が上昇する恐れがあるとき ウ.その他諸般の状況から避難準備を要すると認められるとき
伝達内容	ア.勧告者 イ.避難を準備すべき理由 ウ.危険地域 エ.避難所 オ.注意事項

《 避難勧告 》

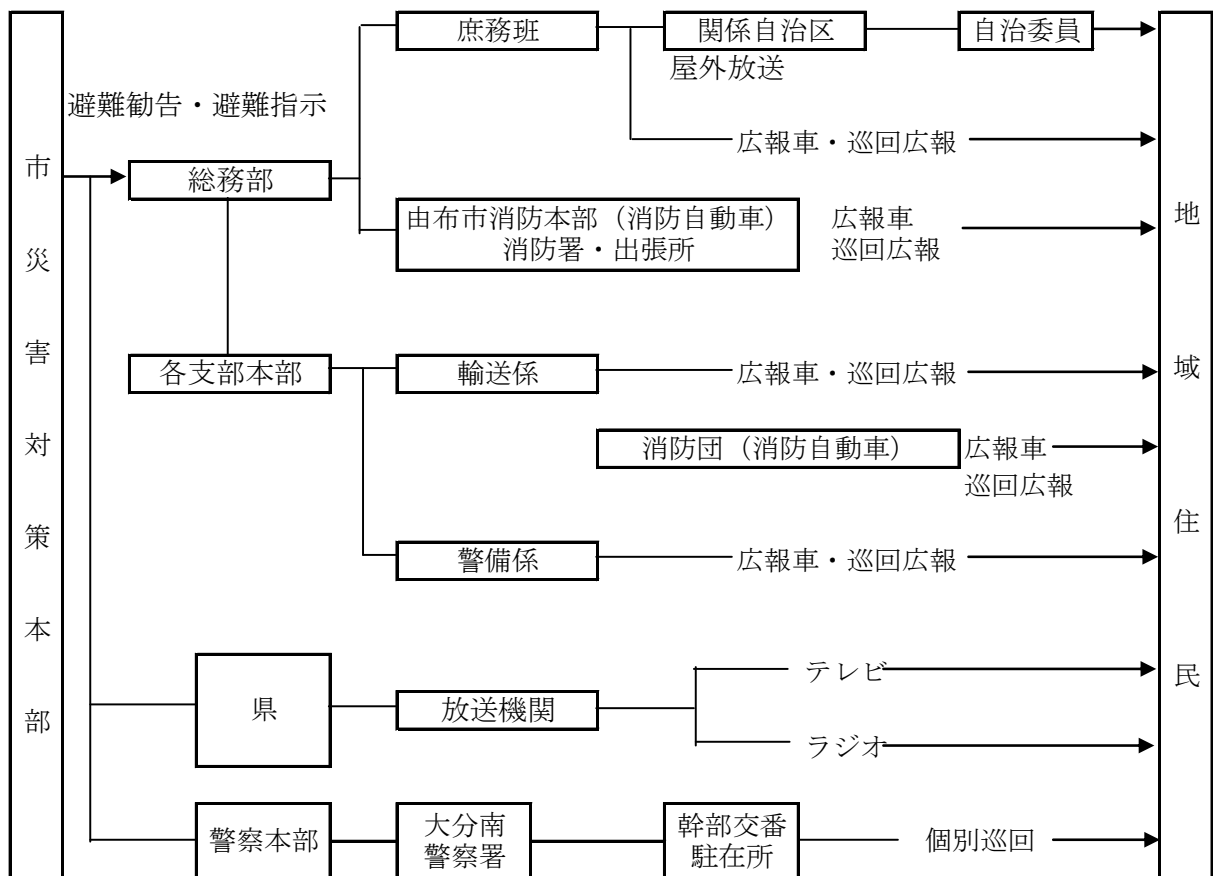
条 件	ア.河川が危険水位、特別警戒水位を突破し、洪水の恐れがあるとき イ.地すべり、山崩れ等により危険が切迫しているとき ウ.河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険が迫ったとき エ.火災の拡大により、市民の生命に危険がおよぶと認められるとき オ.その他、人命保護上避難を要すると認められるとき
伝達内容	ア.勧告者 イ.避難すべき理由 ウ.危険地域 エ.避難所 オ.避難経路 カ.避難後の当局の指示連絡等 キ.注意事項

《 避難指示 》

条 件	ア.状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき イ.災害が発生し、現場に残留者がいるとき ウ.その他緊急に避難する必要があると認められるとき
伝達内容	避難の勧告と同じ



2) 避難計画



3. 避難勧告・指示等の伝達方法

避難勧告・指示等の市民への伝達は、“庶務班、消防団”が関係機関との連携のもと、広報車、その他の可能な限りの方法で行う。

4. 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、人命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、もしくは禁止し、または当該区域からの撤去を命ずる。

なお、設定に伴う必要な措置は、警察署等の協力を得て実施する。

5. 報告、公示

1)市長（本部長）は、避難勧告・指示を命令したとき及び警察官、自衛官等から避難を指示した旨の通知を受けたときは、次の事項を速やかに県知事に報告する。

- ア.避難勧告・指示の発令者
- イ.命令の日時
- ウ.発令理由
- エ.避難対象者（校区名、地区名）
- オ.避難先

2)市長（本部長）は、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示する。

第2項 避難誘導及び移送

1. 避難誘導を行う者

1)住民の避難誘導

住民の避難誘導は、警察等関係機関の協力のもと、当該地区の消防団員、又は自主防災組織等によって行う。

2)学校、事業所等における誘導

学校、幼稚園、保育所、事業所その他多数の人が集まる場所における避難誘導は、原則として施設の防火管理者及び管理権限者等が実施する。

3)交通機関等における誘導

交通機関等における避難誘導は、その交通機関があらかじめ定めた防災計画、避難計画に基づき実施する。

2. 避難誘導及び移送

避難のための立ち退きの誘導は、警察等関係機関の協力のもと、“救援班”及び“消防団”がこれを行う。

1)各地区ごとの避難誘導は、当該地区の消防団員が行い、誘導責任者は当該分団長とする。

2)避難経路は災害時の状況に応じ適宜定めるものとし、安全を確認して危険箇所等を避ける。

また、要所に誘導員を配置し、避難中の事故防止に努める。

3)避難に際しては、隣近所等で互いに助け合い、集団行動をとる。

4)避難に際しては、自動車は原則として使用しない。

5)避難した地域に対しては、事後速やかに残留者の有無を確認するとともに、警戒区域を設定し、その他必要な措置を行う。

6)避難者が自力により立ち退くことが困難な場合には、市が車両、舟艇等を借上げて移送する。

7)被災地が広範囲で、大規模な立ち退き移送を必要とし、市において対処できない場合、市長は隣接市町に応援を求めるほか、県に移送を要請する。

3. 携帯品の制限

避難時の携帯品は、円滑な避難行動に支障をおこさないため最小限度とする。

1) 緊急を要する場合

生命・身体 of 安全確保を第一義とし、携行品の持出しに時間を費やさないうなもの。

2) 時間的余裕のある場合

ア. 3日分程度の食料及び飲料水等

イ. 日用品、救急用医薬品、雨具、懐中電灯、ラジオ、タオル、貴重品等

第3項 災害時要援護者等を考慮した避難対策

学校、病院、社会福祉施設等多人数が出入りする施設の管理者は、あらかじめ施設の地理的条件及び施設配置状況を考慮して作成した避難計画により、災害時における避難の万全を期する。

1. 要援護者の避難等の措置

市は、要援護者及び発災後援護が必要となる者が避難所で生活するために必要な設備やスペースを確保するとともに、生活が困難となった者を県及び関係機関に協力を求めて、県内外の社会福祉施設その他適切な場所（以下「広域避難施設」という。）へ避難させる。

1) 広域避難を必要とする要援護者等の把握

市は、発災後2～3日後から、全ての避難所を対象として、要援護者の把握調査を開始し、遅くとも、1週間後を目途に保健福祉サービスの提供ができるよう努めるとともに、他市町村の広域避難施設への避難を必要とする者の状況を県民保健福祉センターを通じて県福祉保健部へ報告する。

2) 広域避難施設への移送

広域避難施設への移送については、県福祉保健部福祉保健企画課へ協力依頼を行い、自衛隊、輸送関係指定地方公共機関等の応援を求める。その際、総合情報室等が把握している交通情報に留意し、必要に応じて助言を得る。

第5節 救出救助計画

《 基本方針 》

災害により、生命、身体が危険な状態にある者、または生死不明の者を捜索し、救出してこれを保護するとともに、救急業務を円滑に遂行するため、市、消防機関、警察は、相互の協力体制を確立し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

第1項 救出救助対策

1. 実施方法

1) 対象者

災害により

- ア.身体が危険な状態にある者
- イ.生死不明の状態にある者
- ウ.火災の際に火中に取り残されたような場合
- エ.倒壊家屋の下敷きになったような場合

- ハ.水害の際に流出、孤立した地点に取り残されたような場合
- カ.山津波により、生き埋めとなったような場合

2) 期間

災害発生の日から3日以内とする。但し、特別の事情がある場合は、厚生労働大臣の承認（特別基準）を得て延長することができる。

3) 救出部隊の編成

被災者の救出は、原則として“救援班及び消防団”が救出活動を行い、市災害対策本部による救出作業が困難なときは、自衛隊の派遣要請 *1 を行うとともに、合同して“救出部隊”を編成し救助にあたる。

依頼先	連絡先
西部方面特科隊長	0977-84-2111 内線 235、302

《 救出部隊編成 》

通常の場合

- ア.市災害対策本部(救援班、消防団)
- イ.自主防災組織

派遣要請をした場合

- ア.消防機関
- イ.警察
- ウ.陸上自衛隊西部方面特科隊長
- エ.県、周辺市町村の職員及び消防団員

4) 市民及び自主防災組織等の役割

市民及び自主防災組織等は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

5) 応援の要請

ア.市は、外部からの応援が必要と判断された場合、県総合調整室、県中部地区情報室に対して応援の要請を行う。

イ.交通ルートの検討

市は、応援が必要と判断された場合、被害情報に基づき把握された交通情報から、応援隊の受け入れルートを検討する。

ウ.応援隊の集結場所、活動拠点の検討

市は、応援隊の現地での集結場所、活動拠点について、県等と協議するなどして検討

*1 本編第2章第8節「自衛隊災害派遣要請計画」に準拠して実施

を行う。

6) 救出救助記録

市は、知事の委任に基づき救助法の規定による被災者の救助を実施した場合は、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

ア. 救助実施記録日計表

イ. 被災者救出用器具燃料受払簿

ウ. 被災者救出状況記録簿

エ. 被災者救出関係支払証拠書類

第6節 医療救護計画

《 基本方針 》

災害発生初期の医療被害の情報収集に基づき、関係機関と密接な連携を図りながら、災害の状況に応じ適切な医療（助産を含む。）救護を行う。

第1項 情報収集・連絡体制

常日頃から救急医療の情報収集と連絡体制の確立に努め、発災時の的確な医療救護活動の実施を図る。

1. 整備内容

- 1) 災害発生時に、情報収集・連絡体制の連携が可能な救急病院、広域拠点病院等と情報を密にしておく。
- 2) 発災後における被災医療機関からの医療機関の被害状況、負傷者の状況、医療従事者の確保状況、医薬品等の不足状況等を収集し情報の明確化を図る。
- 3) 報道機関等を活用し、市民及び人工透析等特定の医療情報を必要とする者への情報提供と収集を行う。

第2項 医療体制

1. 医療・助産救助の対象者

1) 医療

- ア. 災害のため医療の方途を失った者
- イ. 応急的に医療を施す必要のある者

2) 助産

災害発生日の以前または以後7日以内に分娩した者で、助産の方途を失った者

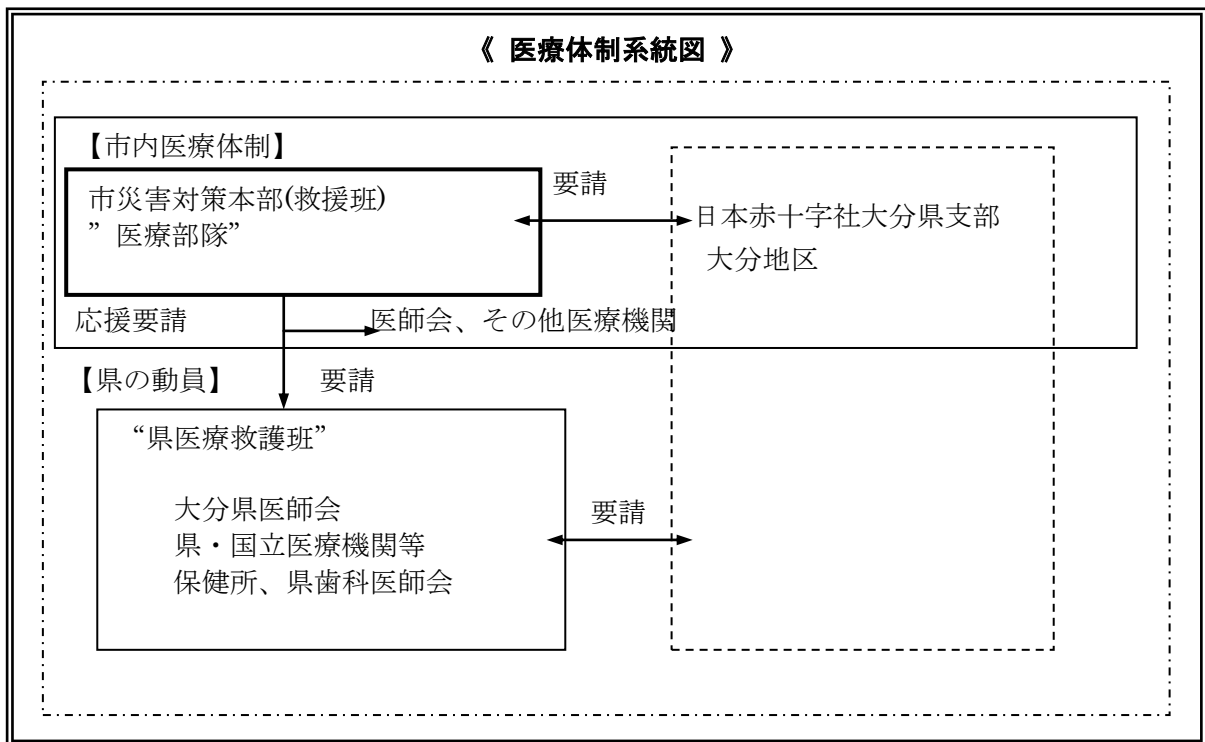
3) 医療救助の実施方法

- ア.原則として医療部隊が実施する。
- イ.重傷患者等で医療部隊では人的、物的設備または薬品、衛生材料等の不足のため医療を実施できないときは、病院、または診療所に移送し治療することができる。

4) 助産救助の実施方法

- ア.医療部隊によって実施するが、急を要するときは助産師による助産を実施する。
- イ.ア.より難しい場合は病院、または医療機関に要請する。

2. 医療部隊の設置



《 医療部隊の出動順位 》

順位	団体名
1	救援班
2	医師会
3	その他の医療機関

1) 医療機関の動員計画

医療救護については、医師会と協議調整し、“救援班”と医師会、その他医療機関の協力により“医療部隊”を編成し行う。

医療部隊の編成は災害の規模により適宜定める。

2) 応援要請

本部長は、災害の通報連絡を受けたときは、直ちにその規模、内容等を検討し、医師会会長、県災害対策本部、日赤大分県支部長へ医療救護の出動を要請する。

3) 大分県の動員計画

ア.災害発生に即応するため、大分県、日本赤十字社大分県支部及び大分県医師会は、医師等医療関係者及び医療施設の動員計画をあらかじめ策定するとともに、事故の規模等を考慮し、歯科医師会の協力を求め、緊急医療の万全を期することとしている。

イ.国、公、私立等の医療施設管理者は、ファースト・エイド、初期診療及び本格的な救急医療について、それぞれの役割を果たすため、保健所、県立病院、日本赤十字社大分赤十字病院等による”医療班”を編成することとしている。

ウ.大分県薬剤師会は、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会及び各医療施設と緊密な連携を保ち、医療品の供給及び薬剤師の派遣についての体制を確立することとしている。

3) 民間の協力

救急医療活動は、災害が突発的に発生する関係上、現場付近における市民の通報連絡、傷病者の移送等について十分な協力が得られるよう啓発を図る。

4) 災害発生の通報連絡

災害の発生の通報を受けた市は、保健所、医師会及び日本赤十字社大分県支部に通報し、その他の関係機関相互の通報及び伝達は、県地域防災計画に基づく通報伝達系統図により行う。

3. 医療機関等による医療及び助産

医療部隊による救護ができない者、または医療部隊による救護が適当でない者については、病院、診療所等医療機関において救護を行う。

1)市、医師会、日本赤十字社大分県支部及び警察機関は、直ちに現地に対策本部を設け、医療救護の実施に関し必要な連絡調整を図る。なお、総括責任者は、市長とする。

2)災害発生の通報を受けた機関は、自発的かつすみやかに医療救護班を編成し、事故発生地に出動する。

この場合、必要な医薬品及び衛生用資機材は、県、市及び日本赤十字社大分県支部が協議の上調達する。

4. 救護所の設置

災害時における医療部隊の活動が迅速かつ円滑に行われるよう、関係機関と協議し、避難計画に基づく、指定避難所に救護所を設ける。

但し、被害の規模及び患者の発生状況により、市長が必要と認めた場所にも設置することができるものとする。

1) 救護所候補地

ア.被災者の避難収容所

イ.被災地の中心地

ウ.被災地周辺の医療施設

エ.その他適当と思われる地点

5. 医療救護活動

1) 医療救護活動の実施

災害の状況に応じ適切な医療を行うため、医療部隊の編成により次のような救護活動を行う。

医療部隊は、本部長または委任を受けた医師会等が設置する医療救護所（避難所、災害現場、被災地周辺医療施設等に設置）において医療救護活動を実施する。

- ア.重傷度の判定
- イ.医療救護
- ウ.助産救護
- エ.死亡確認
- オ.死体検案

2) 重症度の判定（トリアージ）

現地活動の医師は、傷病者を次の段階に区分し、それぞれの救命措置、応急措置を行う。

- ア.重症.....直ちに生命にかかわる傷病
- イ.中等症...処理に比較的余裕のある傷病
- ウ.軽症.....入院加療を必要としない傷病
- エ.死亡

3) 難病患者等への対応

医療依存度の高い難病患者への対応は、特殊な医療を必要とするため、広域支援への相談、移送等適切な措置を講ずる。

4) 健康対策

災害時における健康や栄養に関する相談や指導等についての対策への協力を行う。

- ア.保健師による巡回健康相談、訪問指導、健康教育等の実施
- イ.栄養士による巡回栄養相談、栄養健康教育等の実施
- ウ.こころのケアに対する相談・普及啓発

5) 人工透析患者の対応

全国腎臓病患者連絡協議の「災害対策マニュアル（平成7年11月）」に基づき、災害時の透析医療体制の確立を目指す。

6. 助産

助産は原則として産科医を構成員とする“医療部隊”があたる。但し、出産は緊急を要する場合は多いので、最寄りの助産師によって行うことも差し支えない。

7. 医療、助産に必要な医薬品等の調達

医療、助産に必要な医薬品及び衛生材料の調達は、第一義的には市にて確保することし、不足の場合等は、県・周辺市町等の関係機関の協力要請を得て補給する。

8. 費用の範囲と負担区分

医療救護に要する経費等は、事故の規模、事故の態様に応じて関係機関が協議の上負担する。

原則として基本法及び救助法の規定に準じて実施する。

第3項 搬送体制の確保

1. 傷病者の搬送

多数の負傷者の搬送や人命救助に要する医療部隊、医薬品等の物資の迅速な搬送体制の確保が災害時の救急医療において必要である。

このため、消防、警察、自衛隊等緊急搬送関係機関と緊密な連携を図りながら、その協力のもとに消防機関の救急車、病院所属の救急車、自家用車等による陸上搬送及び初動の救護活動において有効なヘリコプターによる広域支援体制の確保を図る。

災害現場における医療関係者は、医療施設との連絡を密にし、搬送中における医療の確保についても十分に配慮する。

2. 病院等への患者搬送体制の整備

被災現場から災害時に対応可能な病院への患者搬送は、基本的に市（消防機関）が行う。

3. 広域搬送体制の整備

市内の病院で対応できない患者の搬送は、ヘリコプター等による広域搬送体制により、県及び市が緊急搬送機関と連携を図りながら行う。そのため、病院等の周辺の公園やグラウンド等を災害時における臨時ヘリポートとして選別しておくとともに、緊急発着場の確認、整備を検討する。

第4項 集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策

突発的な災害等により、傷病者が短時間に集団的に発生した場合、迅速かつ的確な救急医療活動が実施できるような組織的な救急医療体制を確立するとともに、関係機関が相互に協力して救急医療の実施に万全を期することを目的とする。

1. 救急医療の対象と範囲

1) 対象者

暴風、豪雨、洪水、その他の異常な自然現象、または大規模な火事、爆発、放射性物質の大量放出、その他大規模な事故等、基本法に規定する災害及びこれらに準ずる災害または事故により傷病者が多数に及ぶ災害による救急医療とする。

2) 範囲

傷病発生と同時に現場で行うファースト・エイド、初期診療及び傷病者の症状に応じて行う本格的な救急医療とする。

なお、現場において死に至った場合の死体の検索、洗浄、縫合等の措置を含む。

2. 救急医療体制の確立

第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動計画

第6節 医療救護計画

第7節 消防活動計画

1) 活動体制

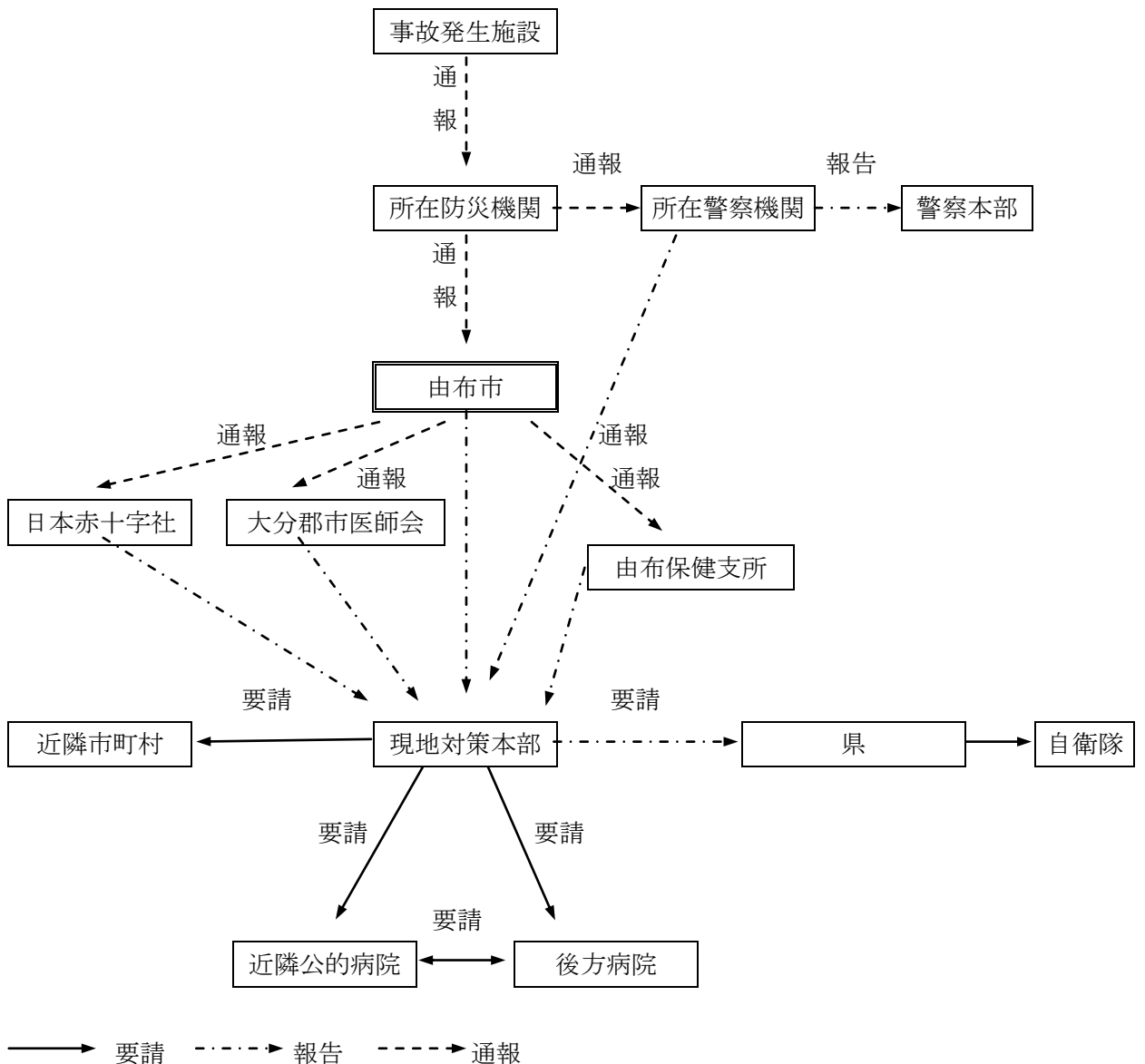
市は、集団的に発生する傷病者に対して救急医療が迅速、的確に実施されるよう関係機関との相互の連絡、協力に万全を期し、活動体制の確立を図る。

2) 連絡調整

市、医師会、日本赤十字社大分県支部及び警察機関は、直ちに現地に対策本部を設け、医療救護の実施に関し必要な連絡調整を図る。

対策本部の総括責任者は、市長とする。

3. 伝達系統図



第7節 消防活動計画

《 基本方針 》

消防組織法第9条の規定により設置された消防機関（消防本部、消防団）は、災害発生時に

おける出火防止、初期消火、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、消防活動体制、消防相互応援体制等の充実を図るものとする。

第1項 消防活動の体制

1. 消防機関

災害が発生し、または発生する恐れがある場合における、消防機関の組織運用及びその他活動体制等について、消防計画を定めておく。

また、消防組織法第39条の規定に基づき消防に関し相互に応援するよう努めるとともに、相互応援について協定を締結し応急体制の確立を図る。

2. 市民及び自主防災組織等の役割

発災後、初期段階においては、市民及び自主防災組織等は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。

第2項 消防活動の実施

1. 消防活動計画

1) 情報収集伝達

- ア.災害発生後の消防職（団）員の初動体制、初期の消防活動のための円滑な情報伝達の実施等に努める。
- イ.出火防止のための広報、火災の延焼状況等の広報を迅速に行うため、広報の要領等について、その実施計画を確立する。
- ウ.消防活動を円滑に実施するため、消火栓、防火水槽等の消防施設の破損及び道路の通行状況等が迅速に把握できるよう、情報の収集計画を確立する。

2) 消防活動の実施体制

市（消防署）は、消防活動の第一次責任者として、迅速・的確な消防活動を展開する。消防団、自主防災組織、事務所及びその他の市民は、自ら可能な限りの消防活動（初期消火活動）を行うとともに、市（消防署）の活動に積極的に協力する。

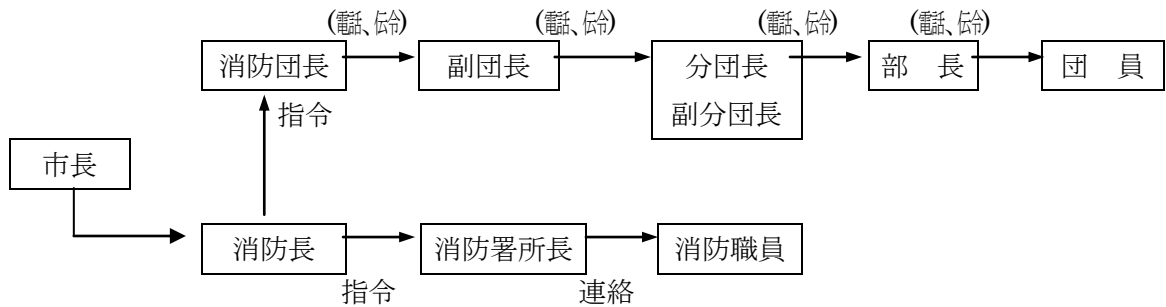
3) 市における消防活動

市（消防本部）は、外部からの応援が必要な場合、「大分県常備消防相互応援協定」及び「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定」により県内の市町村に応援を求める。または、県本部総合調整室、地区本部情報室に対して、応援の要請を行う。

4) 活動体制

ア.消防団員に対する伝達及び出動

消防機関の長は、市長から消防団の出動要請があったときは、次の系統図に従い最も迅速な方法により伝達する。



1.消防団対策本部及び分団対策本部の組織は次のとおりとする。

a.消防団対策本部

消防団長、副団長

b.分団対策本部

分団長、副分団長、部長、班長

ウ.本部の位置

a.現地対策本部

災害現場に設置し、消防長が本部長となり、所属職員が行う活動全般を指揮統括する。消防長が参集不能時においては、署長が本部長の任務を代行する。

5) 災害応急活動

消防団の災害応急活動は次のとおりとする。

ア.活動範囲

消防団員に与えられた任務を有効に果たすため、活動の範囲は所管地域を優先とする。

イ.各部の部隊編成と任務

消防団の各部を車両部隊と部隊とに区分して編成する。

a.車両部隊の編成と任務及び活動要領

①車両部隊は8～10名をもって編成し、ホースは原則として10本以上を装備する。

②災害発生時には、初期消火及び火災防ぎよにあたる。

③車両部隊の活動は、受持ち区域を優先とする。

b.徒歩部隊の編成と任務及び活動要領

①徒歩部隊は、実状に応じて残留者をもって編成し、任務を遂行する。

②災害発生時には、速やかに受持ち区域に出動し、地域内住民に対して、出火防止の呼びかけ及び初期消火、人命救助活動等を指導して実施する。

③災害の進展に応じて、市民の緊急避難の勧告、指示及び避難の誘導を担当する。

④市災害対策本部及び消防団対策本部との連絡を保持し、的確な情報の収集と報告に努める。

⑤車両部隊との連絡保持と活動協力に努める。

⑥救出、救助活動にあたっては、有効な資機材の確保に努め関係機関、地域住民と一体となって活動にあたる。

6) 火災の防ぎよ

ア.火災の防ぎよ活動

火災を認知したら、消防隊編成及び消防隊火災出動計画に基づき出動し、火災防ぎよにあたる。

火災防ぎよ活動の主眼は、人命救助、延焼防止とし、延焼拡大の要素がある場合は、現場指揮者は、保有する消防力の全能力をあげて、あらゆる戦術をもって延焼を防止するための体制をとらなければならない。

イ.人命救助

火災に対処する第一義は人命救助とし、あらゆる消防活動より優先する。

第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動計画

第7節 消防活動計画

現場指揮者は火災現場に到着したら、被災者の有無を確認し、必要があれば捜索を実施する。

被災者があれば、各隊は協力し、救助隊、消防隊、救急隊の連携活動を行い、救助活動に全力を投入する。

道路、地形、水利等を考慮して、延焼阻止線を設定し、火災の拡大を防止する。

エ. 警防調査

警防調査は、消防機関が災害発生の場合に適切な防ぎよ活動が行えるよう、次の事項について調査を行う。

a. 消防地理調査

消防活動を行ううえで、影響のある次の調査対象物について調査する。

地形、道路、橋、河川、建物、火災報知器、その他災害防ぎよ上注意を要する箇所

b. 消防水利調査

消防活動に必要な次の消防水利の状況について調査する。

消火栓、貯水池、貯水槽、河川水、プール、その他

c. 施設及び資器材の整備点検

災害等に使用した都度行う。

d. 火災危険区域等調査

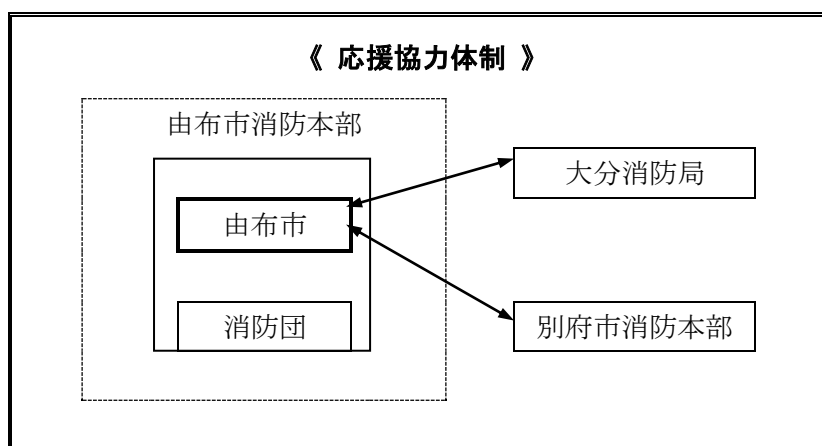
災害危険区域等について、消防署所と消防団が中心になり調査を行い、災害発生に際しての具体的措置を検討しておく。

木造建造物の密集地等の火災の拡大危険区域、住家に延焼の危険が生じる危険物集積、及び貯蔵地域、避難地の確保を図るために必要な地域等については、完全鎮火を目標に消防活動を行う。

災害時には、水道給水のストップによって消火栓が使用できなくなることが予想されるため、河川、池、水路等の自然水利あるいはプール等の効果的な利用を図る。

7) 応援活動

消防組織法第39条に基づき、特殊災害を想定した消防機関の相互の応援協力体制を強化する。



4. 応援要請に関する計画

市長または消防長は、他の市町村消防機関の応援要請を行うときは、次の事項を明らかにし、他の市町村長または消防長に要請する。(後日文書提出)

a. 火災の状況及び応援要請理由

b. 応援消防機関の派遣を必要とする期間 (予定)

c. 応援要請を行う消防機関の種別人員

d.市への進入経路及び集結（待機）場所

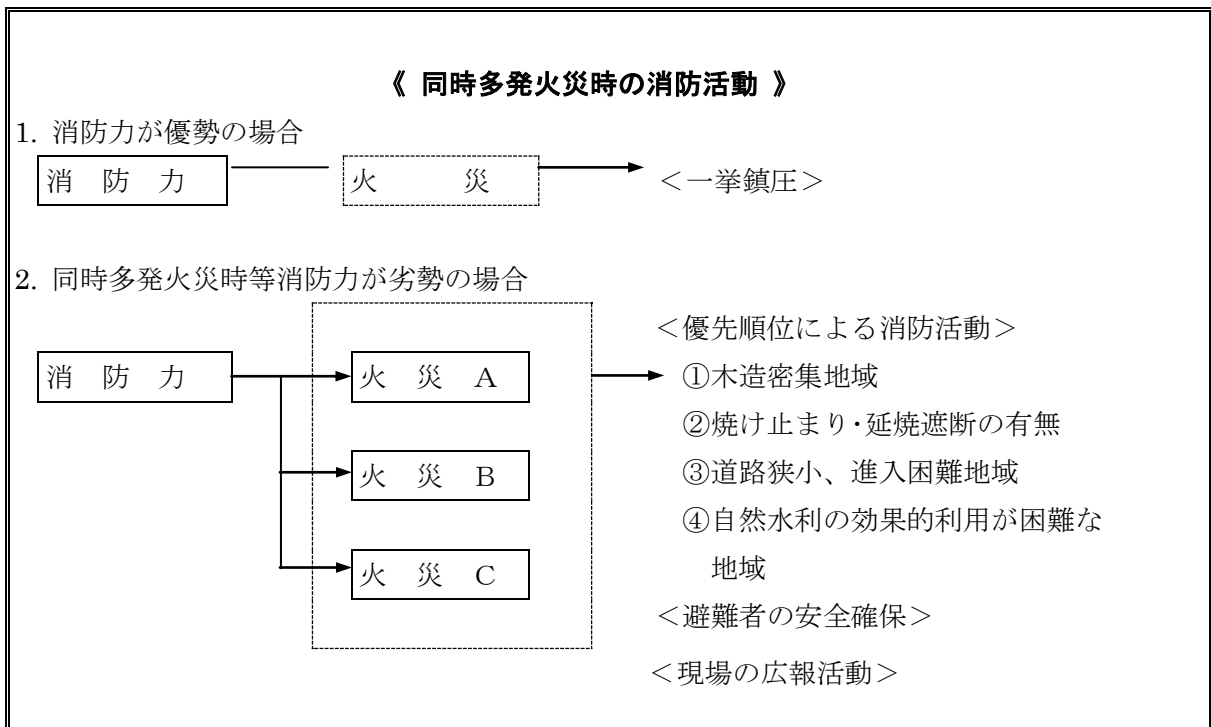
8) 火災の原因と損害の調査

消防法第31条により火災の原因、損害について調査を行う。

調査にあつたては、必要な資料を関係者に提出を求め、また職員の立入調査により、火災の原因と損害を把握する。

2. 同時多発の消火活動

大規模な災害の場合は、水害と土砂災害等と同時に発生する場合も多く、同様に同時多発の出火が想定され、消防機関の絶対数が不足するとともに、消防車等の通行障害が発生するため、全ての災害に同時に対応することは極めて困難となる。消防活動は、消防力の重点投入地区の選定及び延長阻止線の設定を行う等消防力の効率的運用を図る。



第8節 土砂災害応急対策計画

《 基本方針 》

土砂災害は、ひとたび発生すると、多数の人命と財産が瞬時に失われてしまう特徴を認識し、関係機関は、危険の切迫する前に充分余裕をもって対策を実施する。

第1項 市及び関係機関相互の情報連絡

1. 災害情報の収集・伝達

本編第2章第4節「気象予報・警報等伝達計画」及び第5節「被害情報収集伝達計画」を活用し、緊密な連携のもとに災害情報の収集に努める。特に、大雨洪水注意報・警報の伝達周知については、各危険地域の危険性を考慮し徹底を図る。

2. 前兆現象（異常現象）の把握

所管する各危険地域のパトロールを実施して、前兆現象の把握に努める。

3. 降雨状況の把握

警戒体制をとる場合の雨量基準に注意し、降雨状況の把握に努める。

第2項 警戒体制の確立

1. 警戒体制の確立

気象業務法に基づいて発表される注意報、警報等に注意し、時期を失することなく速やかに警戒体制を確立する。

1) 急傾斜地崩壊危険箇所の場合

ア. 警戒体制の基準

《第1次警戒体制をとる基準》		
前日までの連続雨量が100mm以上あった場合	前日までの連続雨量が40～100mm以上あった場合	前日までの降雨がない場合
当日の日雨量が50mmをこえたとき	当日の日雨量が80mmをこえたとき	当日の日雨量が100mmをこえたとき

《第2次警戒体制をとる基準》		
前日までの連続雨量が100mm以上あった場合	前日までの連続雨量が40～100mm以上あった場合	前日までの降雨がない場合
当日の日雨量が50mmをこえ、時間雨量30mm程度の強い雨が降りはじめたとき	当日の日雨量が80mmをこえ、時間雨量30mm程度の強い雨が降りはじめたとき	当日の日雨量が100mmをこえ、時間雨量30mm程度の強い雨が降りはじめたとき

イ.警戒体制

《第1次警戒体制の場合》
ア. 防災パトロールを実施する イ. 必要に応じて、警戒区域の設定を行う
《第2次警戒体制の場合》
ア. 住民等に避難準備の広報を行う イ. 必要に応じて、災害対策基本法に基づく避難勧告・指示を行う ウ. 消防団等の活動を要請する

2) 土石流発生危険溪流の場合

ア. 土石流災害発生の兆候

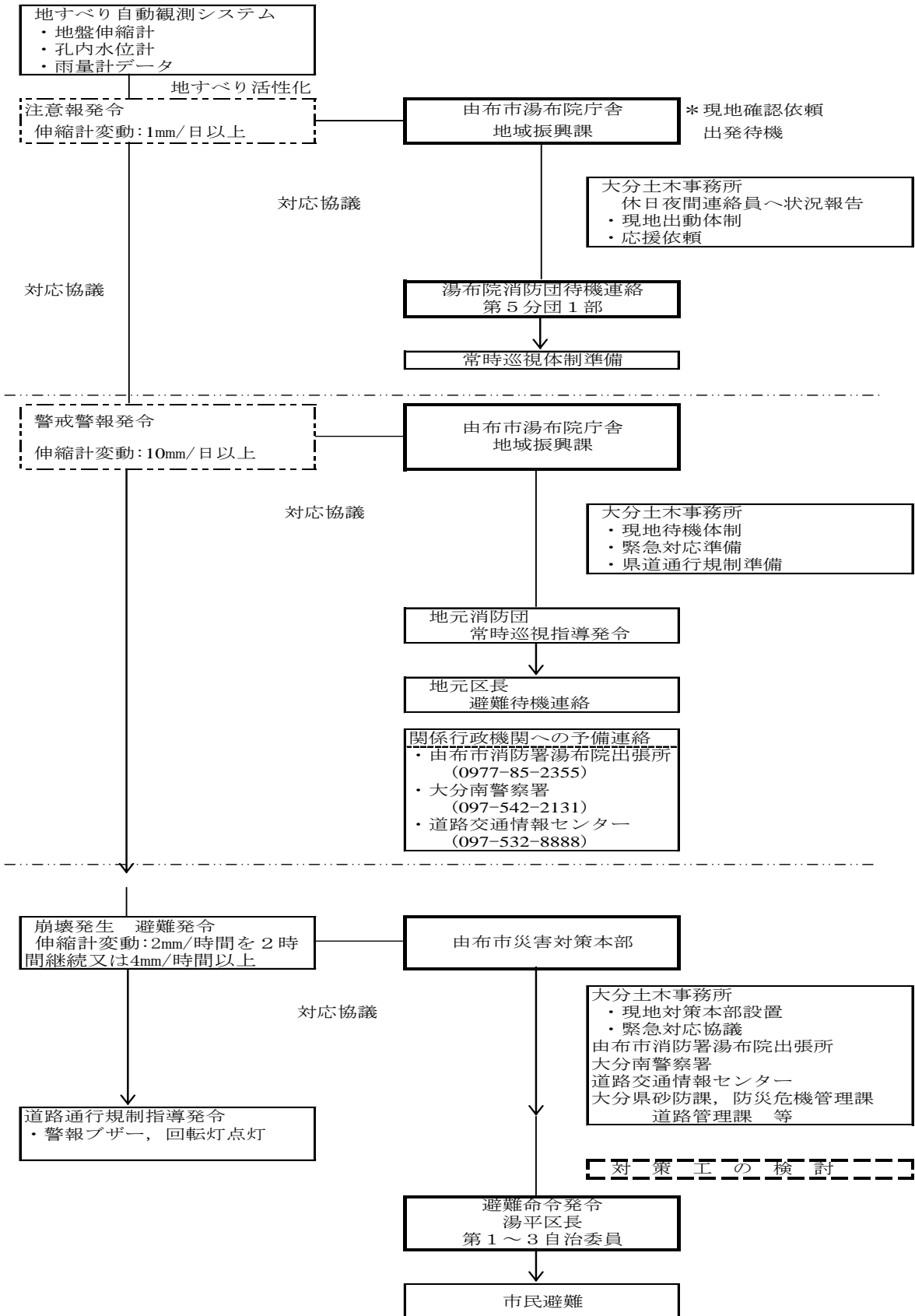
ア. 立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流下する音が聞こえる場合 イ. 溪流の流水が急激に濁りだした場合や流木等が混ざり始めた場合 ウ. 降雨が続いているにもかかわらず、溪流の水位が急激に減少し始めた場合 （上流に崩壊が発生し、流れが止められている恐れがあるため） エ. 溪流の水位が降雨量の減少にも関わらず低下しない場合 オ. がけ地において落石や崩壊が生じはじめた場合 カ. その他
--

イ.警戒体制

《第1次警戒体制の場合》
ア. 防災パトロールを実施する イ. 必要に応じて、警戒区域の設定を行う
《第2次警戒体制の場合》
ア. 住民等に避難準備の広報を行う イ. 必要に応じて、災害対策基本法に基づく避難勧告・指示を行う ウ. 消防団等の活動を要請する

3) 地すべり地の場合

ア. 警戒避難体制系統図



《警戒体制をとる基準：地すべり速度及び前兆現象の危険度》

警戒体制の基準	要注意	警戒	避難
伸縮計等による基準値	1日1mm以上	1日10mm以上	時間2mm以上を2時間継続 又は1時間以上4mm以上
前兆現象	地表の凹凸等・家の建て付けの異常値		小崩壊等

資料) 地すべり警戒・避難システム(案)(財)砂防・地すべりセンター

第3項 災害発生時の報告

1. 土砂災害が発生した場合、地すべり・急傾斜地災害報告、土石流災害報告、土砂災害及び警戒避難体制記録等により、県(中部振興局)に報告を行う。
2. 県(中部振興局)に対する報告の他、本編第2章第5節「被害情報収集伝達計画」により県(防災危機管理課)まで被害状況を報告する。

第4項 救助活動

1. 市

土砂災害による被害を拡大させないため、直ちに救助活動を実施する。

この際、次の事項を配慮した実施計画を樹立する。

- 1) 被害者の救出
- 2) 倒壊家屋の除去
- 3) 流出土砂・岩石の除去
- 4) 救助資機材の調達
- 5) 関係機関の応援体制

2. 警察及び消防機関

土砂災害が発生した場合は、市、その他の関係機関と連携し、本編第3章第5節「救出救助計画」に基づく所要の活動を行うとともに、二次災害防止に必要な警戒警備等の措置をとる。

第9節 二次災害の防止活動計画

《基本方針》

洪水等による水害、土砂災害、建築物・構造物の倒壊等による二次災害を防止するための活動は、この計画の定めるところにより実施する。

第1項 二次災害防止活動の実施体制

1. 二次災害防止活動の実施体制

市は、災害発生直後から、所管施設の点検・応急措置、危険地域のパトロール等を行い、二次災害を防止することとする。また、二次災害の危険性の有無について迅速かつ的確に判断を行い、被害の増大や社会不安の増大を防止するため、必要に応じて防災アドバイザー制度等を活用するものとする。

第2項 二次災害防止活動

1. 建築物・構造物の二次災害防止及び住宅の応急危険度判定活動

市は、二次災害防止のため次の活動を行う。

1)市有施設の点検及び避難対策・応急対策

市は市有施設の点検を行い、危険性が認められるときは、避難及び立入禁止の措置をとり、必要な応急措置を実施する。

2)市所管の道路、橋梁等構造物の点検及び応急対策

市は市所管道路、橋梁等構造物の点検を行い、危険性が認められるときは、通行止等の措置をとる。また、必要な応急措置を実施する。

3)被災建築物や斜面の応急危険度判定

市は、県を通じて、応急危険度判定士や斜面判定士への協力依頼などの措置を講ずる。

2. 土砂災害等の防止活動

市は、土砂災害等の危険箇所等として指定されている箇所の点検・パトロールを行い、二次災害防止のための措置をとる。点検・パトロール箇所は、次のとおりとする。

ア.砂防指定地

イ.急傾斜地崩壊危険区域

ウ.地すべり防止区域

エ.山地災害危険地区

オ.保安林及び保安施設地区

カ.落石等危険箇所

キ.その他二次災害の危険性があると判断される箇所

3. 二次的な水害の防止活動

市は、重要水防区域及び水防区域の点検・パトロールを行い、立退きの指示等二次災害防止のための措置をとる。

4. 爆発物、有害物質による二次災害防止活動

市は、爆発物、有害物質による二次災害を防止するため、次に掲げる施設等を対象に、所管する危険物施設等の被害状況の確認及び被害防止に関する指導を行う。

- ア.危険物施設
- イ.火薬保管施設
- ウ.ガス施設
- エ.毒劇物施設
- オ.放射性物質施設
- カ.その他二次災害の危険性があると判断される箇所

5. 二次災害防止のための市民への呼びかけ

市は、余震、降雨等による二次災害の危険性について、報道機関へ広報を依頼し、市民に注意を呼びかける。

第10節 障害物除去計画

《 基本方針 》

被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、住居または周辺に運ばれた障害物を除去するとともに人員等の輸送が円滑に行われるように、主要道路、河川等の障害物の除去を行う。

第1項 障害物の除去計画

1. 障害物除去の対象

災害によって土石、竹木等の障害物が住家等に運び込まれ、日常生活を営むのに支障をきたしている者に対し、これを除去することによりその被災者を保護しようとするものである。

1)障害物除去の対象者は、概ね次のとおりとする。

- ア.当面の日常生活が営み得ない状態にある場合
- イ.住家が半壊または床上浸水したものである場合
- ウ.市民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- エ.緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- オ.その他、公共的立場から除去を必要とする場合

2. 障害物除去の義務

1)山（崖）崩れ、土石流、浸水等によって、住居または周辺に運ばれた障害物の除去は、知事（権限を委任された場合は市）が現物給付をもって実施する。

2)河川等にある障害物の除去は、河川等の管理者が行う。

3. 障害物除去の方法

1)市は、自らの組織、労力、機械器具を用い、または建設業者等の協力のもと速やかに行う。

2)除去作業は、緊急な応急措置の実施上、やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

3)必要資機材を現物供与する。

4)対象世帯の実施順位

障害物の除去実施を要すると認めたときは、市長は自治委員その他関係者の意見を聴き、調査書を作成し、これに基づき対象世帯及び実施順位を決定する。この場合、災害救助法の適用にあつては、知事が決定することになるので、直ちに順位を定めた調査書を知事に提出する。

4. 救助法の適用範囲

1)処理の期間

災害発生の日から10日以内とする。但し、特別の事情がある場合は厚生労働大臣の承認を得て延長することができる（特別基準）。

2)市は、県の委託に基づく住居またはその周辺に運ばれた土石竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去を実施した場合は、次の帳簿等を備え必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

ア.救助実施記録日計表

イ.障害物除去の状況記録簿

ウ.障害物除去費支出関係証拠書類

5. 資機材、人員の確保

市はスコップ、ロープ、その他障害物除去に必要な機械器具及び所要人員の確保に努めるとともに、不足する場合は業者の保有する機械器具及び人員を確保するため、県及び協力機関へ依頼する。

6. 除去した障害物の処理

1)除去した障害物は、原則として市長の指示する場所で処理する。 *2

2)除去した障害物の集積場所

ア.再び人命、財産に被害を与えない安全な場所を選定する。

イ.道路交通の障害とならない場所を選定する。

ウ.盗難の危険のない場所を選定する。

エ.工作物等を保管した場合は、保管を始めた日から14日間、工作物名その他必要事項を公示する。

*2 本編第4章第7節第2項「清掃対策」参照

第4章 被災者の保護・救援のための活動計画

- 第1節 避難所運営活動計画
- 第2節 避難所外被災者の支援
- 第3節 食料供給計画
- 第4節 給水計画
- 第5節 被服寝具その他生活必需品供給計画
- 第6節 医療活動
- 第7節 防疫、清掃、食品衛生監視計画
- 第8節 行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋火葬計画
- 第9節 住宅の供給確保計画
- 第10節 ボランティア応急活動計画
- 第11節 災害時要援護者対策計画
- 第12節 文教対策計画
- 第13節 社会秩序の維持及び物価の安定等計画
- 第14節 交通施設災害応急対策計画
- 第15節 農林業用施設等災害応急対策計画
- 第16節 林野火災応急対策計画
- 第17節 危険物等災害応急対策計画
- 第18節 火山災害対策計画

第1節 避難所運営活動計画

《基本方針》

避難所が開設された場合、その適切な運営管理を行うための活動事項等を定めるものである。
(避難勧告・指示及び避難誘導については、本編第3章第4節に定める。)

第1項 避難所

1. 避難施設等選定

1) 避難所の選定基準

避難所の一般的な選定基準は、概ね次のとおりである。

- ア. 一時的避難所は、居住地の近辺の主たる避難所で、通常はここに避難することになる。
- イ. 救護活動を実施することが可能で堅牢、耐火建物もしくは仮設住宅等を設置することが可能な規模の公園・広場等の相当の広さを有し、かつその場所または周囲に防火に役立つ樹木、貯水槽などがあること。
- ウ. 周囲に崩壊の恐れのある石垣、建物、その他建造物、あるいは崖等がないこと。
- エ. 周囲に防火帯、防火壁があり、かつ延焼の媒介となる建造物、あるいは多量の可燃性物品がないこと。
- オ. 水害に対して、小高い所を選び川沿いや低地は避けること。
- カ. 延焼の危険があるとき、または収容人員が安全度を越えたときは、さらに他へ避難するのに便利なこと。
- キ. その他、緊急を要するような場合には、近辺の安全な公共施設等を避難所として適宜使用する。
- ク. 収容避難所は、大規模な災害で避難人員が多い場合や、一時的な避難所が避難所として不適當になった場合に使用する。

2) 避難路の選定基準

災害時に迅速かつ安全に避難するための避難路の一般的な選定基準は、概ね次のとおりである。

- ア. 適当な道路幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物取扱施設がないこと。
- イ. 地盤が軟弱でないこと、浸水等の恐れがない道路であること。
- ウ. 避難路は通学路を中心に、現地の状況に応じて適宜決定する。

以上の避難所・避難路について、避難が円滑に行われるよう伝達の方法も含め、あらかじめ市民に周知しておくものとする。また、収容予定地区及び施設管理者等を平常時において把握しておき、災害時の問い合わせ等に対し円滑に対応できるようにする。

2. 避難の実施

市の公共施設、駅、集客施設、宿泊施設及び教育施設等の「防災上重要な施設」の管理者は、来訪者・入所者等の安全確保のため、状況に応じた避難誘導を実施する。

特に、保育所・幼稚園・小学校等の児童・生徒や福祉施設の入所者・通所者は、いわゆる災害時要援護者であるため、各施設の管理者は、安全かつ的確な避難誘導を実施する。

●参考資料編 風応 4.1.1.2(1)「指定避難所一覧」

●参考資料編 風応 4.1.1.2(2)「福祉避難所一覧」

第2項 避難所の開設

1. 避難所の開設（救援班及び総務班）

1)避難所の開設が必要な場合は、施設管理者等と十分連絡を図り、避難所を開設する。また、災害の状況により避難場所を変更するときは、その都度周知を図る。

なお、市のみでは困難なときは、県に応援を要請する。

2)避難所開設時の県への報告事項

避難措置を実施したときは、すみやかにその内容を県総合情報室または所管地区本部地区情報室（県本部未設置の場合は、生活環境部防災危機管理課または中部振興局）に報告しなければならない。また、県地区本部福祉厚生対策部（福祉事務所）を通じて県福祉保健部社会福祉班に報告する。

ア.避難発令の理由

イ.避難対象地域

ウ.避難所開設の日時、場所、施設名、設置箇所数

エ.収容状況及び収容人員、避難者名簿

オ.維持、管理のための責任者

カ.開設期間の見込み

3)避難者名簿の作成及び公表

市は、すみやかに避難所ごとの避難者名簿を作成し、報道機関等を通じて公表する。その際、避難者名簿の作成にあたっては、必要に応じて県や地元住民の協力を求め、迅速・的確な避難者名簿の作成・公表に努める。

4)対象者（救助法の適用）

ア.災害によって被害を受けた者

a.住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等（破壊消防による全半壊を含む。）の被害を受け、日常起居する場所を失った者。

b.自己の住家の被害に直接関係はなく、現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者。

4.災害によって被害を受ける恐れがある者

- a.避難勧告または指示を受け、避難しなければならない者
- b.避難勧告または指示を受けてないが、緊急に避難することが必要である者

5)避難所の設置に要する経費

救助法が適用された場合の避難所の設置に要する経費は、厚生労働大臣が定める基準の範囲内とする。

この場合、支出できる費用の内容は、概ね次のとおりとする。

- ア.人夫費
- イ.消耗器材費
- ウ.建物器物使用謝金
- エ.燃料費
- オ.仮設炊事場及び便所設置費
- カ.衛生管理費

6)避難所開設の方法

ア.避難所の設置

- a.避難所は、市立の小中学校、公民館等の施設を利用する。
但し、これらの施設が利用できないときは、野外に仮設等を設置し、またはテントを借り上げて設営する等とする。
- b.被害が激甚なため、a.による避難所の利用が困難な場合は、県と協議し、隣接市町に収容を委託し、あるいは建物または土地を借り上げて設置する。
- c.避難所開設のための作業は、できる限り労力奉仕によるものとするが、野外仮設、仮設便所等の特別な技術者を要する場合は、技術者を雇い上げて行う。
- d.災害の状況により避難所を変更した場合は、その都度周知を図る。

2. 避難所の受け入れ体制（救援班及び文教対策係）

- 1)各避難所の責任者をあらかじめ定めておき、避難者の受け入れや連絡が円滑に進むようにしておく。
- 2)避難所での給食・給水活動等が円滑に行えるよう、平常時より必要物資の備蓄体制を図る。

第3項 避難所の運営・管理

避難者が多数発生し長期化した場合、市は、大規模な収容施設、仮設住宅等の施設を確保提供する。

1. 避難所の運営・管理

避難が長期化した場合、避難所は、生活の拠点を失った住民が生活する場となるため、衣・食・住への対応が必要となる。避難所の運営は、避難者の自主的な管理にて行うことを原則とする。

1) 避難所の運営・管理体制の確立（救援班）

市は、避難所の開設後早期に、避難施設の施設管理者、避難住民代表者と協議して、避難所の“運営管理チーム”を設け、運営管理に協力を依頼する。

避難者は、先ず隣保班や居住域等により自主的に「班」をつくり、各班で話し合っ「班長」を決めていくことが、その後の食料や水等の配給・分配をスムーズに行い、避難所内でのトラブルを防ぐもととなる。

2) 収容避難所運営の目安

収容避難所運営は、次のように行う。

《 収容避難所運営の手順 》

- ア.避難者カード・避難住民名簿の作成
- イ.部屋（場所）の割り振り
- ウ.食料、生活必需品の請求、受取、配給
- エ.収容避難所の運営状況の報告（適宜）
- オ.収容避難所状況把握書の作成

3) 避難者カード・名簿の作成

避難者カード・名簿は、避難所運営及び安否・消息確認のための基礎資料となるものである。収容避難所を開設した際には、まず避難者カードを配り、各世帯単位に記入することを要請する。避難住民名簿は、避難者カードを基にして作成し、保管するとともに、本部へ報告する。

4) 避難所の管理に関する事項

- ア.被災者の秩序保持
- イ.被災者に対する災害情報の伝達
- ウ.被災者に対する応急対策実施状況の周知徹底
- エ.被災者に対する各種相談業務
- オ.施設の安全管理

5) 避難所での情報伝達

避難所で生活している避難者に対する生活情報等の提供は、口頭での説明のほか、掲示板の設置、チラシの配付等により、聴覚障がいや視覚障がい等のため情報伝達に障がいのある避難者にも配慮した方法を用いる。また、必要に応じて、テレビ、ラジオ等を避難所に設置する。

6) 避難所での食料・飲料水・生活必需品の供給

市は、避難所での食料、飲料水、生活必需品の供給について、“運営管理チーム”の協力を得て行う。食料の配布にあたっては、栄養士の指導を受けて避難者の適切な栄養管理に努める。

また、女性用品の取扱い、配布等は女性が行うなど配慮する。

7) 避難住民の健康への配慮

市町村は、避難者の健康管理のため、健康相談チームを編成し、常に避難住民の健康管理を行うとともに、医療ニーズを把握する。

また、避難生活の長期化等により、二次的な健康被害を及ぼさないよう対策を講じる。

8) 避難所の生活環境への配慮

市は、避難所における仮設トイレの確保、清掃等生活衛生の面に注意を払い、常に良好な環境となるよう努める。また、プライバシーの確保等にも配慮する。

9) 女性の視点からの避難所運営

避難所の運営、レイアウト等にあたっては、次のような工夫を図り、女性の特性等に配慮する。

イ 避難所運営には、男性と女性の責任者を配置する。

ロ 一人暮らしの女性や高齢者・障がい者、乳幼児のいる家族等の被災者の状況に応じ、間仕切りをするなどの配慮を行い、快適な居住スペースの確保に努める。

ハ 乳幼児のいる家族に配慮した授乳スペース・育児スペースの確保に努める。

ニ 男女別のトイレや更衣（又は化粧）スペース及び女性用洗濯物の干し場の確保に努める。

ホ 仮設トイレの設置等の避難所のレイアウトにおいては、女性や子どもの安全・安心に配慮した場所や通路、夜間の照明の確保に努める。

ヘ 女性や子どもへの暴力を防止し、心身の健康を守るために、専用の相談窓口の設置に努める。

ト 家事や育児などの家庭的責任は男女が共同して負担するよう努める。

2. 県が行う避難所運営に係わる活動

市は、県福祉保健部から派遣される巡回チームと連携し、避難者の医療対策・保健衛生対策（こころのケア等）・福祉その他の生活相談の万全を期す。

第4章 被災者の保護・救援のための活動計画

第2節 避難所外被災者の支援

第3節 食料供給計画

第2節 避難所外被災者の支援

様々な事情により避難所以外の場所で生活する被災者、あるいは、自宅の使用はできるものの、ライフラインの途絶等により食料や情報を得ることが困難になった人被災者に対しても、避難所で生活する被災者と同様に、食料・物資等の提供、情報の提供、避難所への移送など、必要な支援を行う。

1 避難所外被災者の状況把握

市は、避難所外被災者の状況を調査し、必要な支援を行う。

避難所外被災者の状況把握を迅速に行うため、必要に応じて関係機関に支援を要請する。

2 避難所外の災害時要援護者

市は、避難所外の災害時要援護者について、早期に福祉避難所や医療機関等に移送するよう努める。

第3節 食料供給計画

《 基本方針 》

災害時において、食料の円滑な供給は、市民生活の安定に重要な役割を担っている。被害状況の把握とともに、災害時の主要食料を確保するため、関係業者と連絡を密にして調達可能量の把握と主食の供給を図るものとする。

1. 食料の調達・供給

食料の調達・供給は、災害時における被災者及び災害応急対策に従事する者に必要な食料の確保とその配給の確実を期するために実施する。

2. 炊出し等の給与

炊出しは、災害のため、食料の配給、販売が一時的にマヒ混乱の状態となり、あるいは、住家の被害によって、自宅で炊飯することができない事態となった人等に対し、食生活を一時的に保護するために実施する。

第1項 食料供給計画

1. 食料の調達・供給計画

1) 実施責任者

災害時における食料供給は、市長が直接または知事の委任を受けて行う。

あらかじめ災害時における食料供給計画（輸送に関する計画を含む。）を策定し、被災者の食料の確保と供給に努め、必要な食料の確保と供給ができない場合は、県及び周辺市町に対し応援を要請する。

2) 食料供給の必要性の判断

市は、以下の情報を収集し、り災者、応急対策等従事者に対する食料供給の必要性を判断する。

- ア.避難者の状況
- イ.医療機関、社会福祉施設等の状況
- ウ.応急対策等従事者の状況
- エ.電気、ガス、水道の状況

3) 市による食料供給の実施

市は、食料供給を必要と判断した場合、以下に示す食料応急配給の方法にしたがって食料の供給を行う。その際、高齢者、障がい者、乳幼児等及び医療機関の入院患者、社会福祉施設の入所者に配慮する。また、県の支援が必要と判断される場合は、県に支援を要請する。

4) 救助法適用時の食料の供給措置

市は、救助法の規定による炊出し、その他食品の給与に着手した場合は、市長はすみやかにその概要を県福祉保健部に報告し必要な指示を受ける。

5) 炊出しの記録

市が知事の委任に基づく炊出し、その他の食品を給与する場合は、その責任者を指定するとともに、各炊出し等の現場に実施責任者を定め、次の帳簿等を備え必要な事項について記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- ア.救助実施記録日計表
- イ.炊出しその他による食品給与物品受払簿
- ウ.炊出し給与状況
- エ.その他炊出しその他による食品給与に関する証拠書類

2. 対象者

食料等の給与の対象者は、次のとおりである。

《 対象者 》

- 1) 避難指示等に基づき避難所に収容された人
- 2) 住家が被害（全半焼、全半壊、流失、床上浸水）を受け、炊事の不可能な人
- 3) 住家に被害を受けたため、一時縁故先等へ避難する人
- 4) 旅行者、市内通過者等で他に食料を得る手段のない人 ※1
- 5) 災害応急対策活動従事者 ※1
- 6) 米穀の供給機構が混乱し通常の供給を受けることが不可能となった人 ※2

※1 これらの人は、救助法の実費弁償の対象外である。

※2 知事の指定が必要である。

3. 食料応急配給の方法

1) 食料応急配給の方法

ア.主食の配給

主食の配給は、“救援班・農林耕地対策班”が行うものとし、人員、被災状況に基づき配分計画を作成する。大量の配給が必要な場合は県、日本赤十字社奉仕団等に応援要請を行う。

イ.副食の応急配給

副食の応急配給は、“救援班・農林耕地対策班”が行い、副食の確保、配給の方法等については、災害の規模、状況等に応じ実績に即した措置を講ずる。

2) 配給区分

ア.避難所に収容された者に対する給食

避難所ごとの責任者を通じて給食する。

イ.被災者に対する配給

市長が直接に配給するか、あるいは小売り販売業者、または別に取扱者を指定して配給する。

ウ.その他災害対策に従事する者等に対する給食

ア.に準じて行う。

エ.食料の給与は、被災者が直ちに食することができる現物による。

4. 炊き出し等の給与

1)炊出しの必要を認めるときは、“救援班・農林耕地対策班”が地域住民等の応援協力を得て、可能な限り学校等の給食施設、または公民館等の既存施設を利用し、できるだけ避難所と同一施設、並びに避難所に近い施設を選定して設ける。

2)炊出し及び食品の給与を実施する場合には責任者を指定し、各現場にそれぞれ実施責任者を定める。

3)炊出し及び食料品給与のために必要な原材料、燃料等の確保は現場の責任者の要請により“救援班・農林耕地対策班”が調達体制を整える。

4)食品の配給

避難所に派遣された職員は、避難所において避難所の責任者に食料を手渡す。避難所の責任者は、部屋の責任者の協力により配給する。

5)配給品目及び数量

ア.給与品目は、米穀、又はその加工品副食品等被災者が直ちに食することができる現物による。(乳幼児のミルクを含む。)

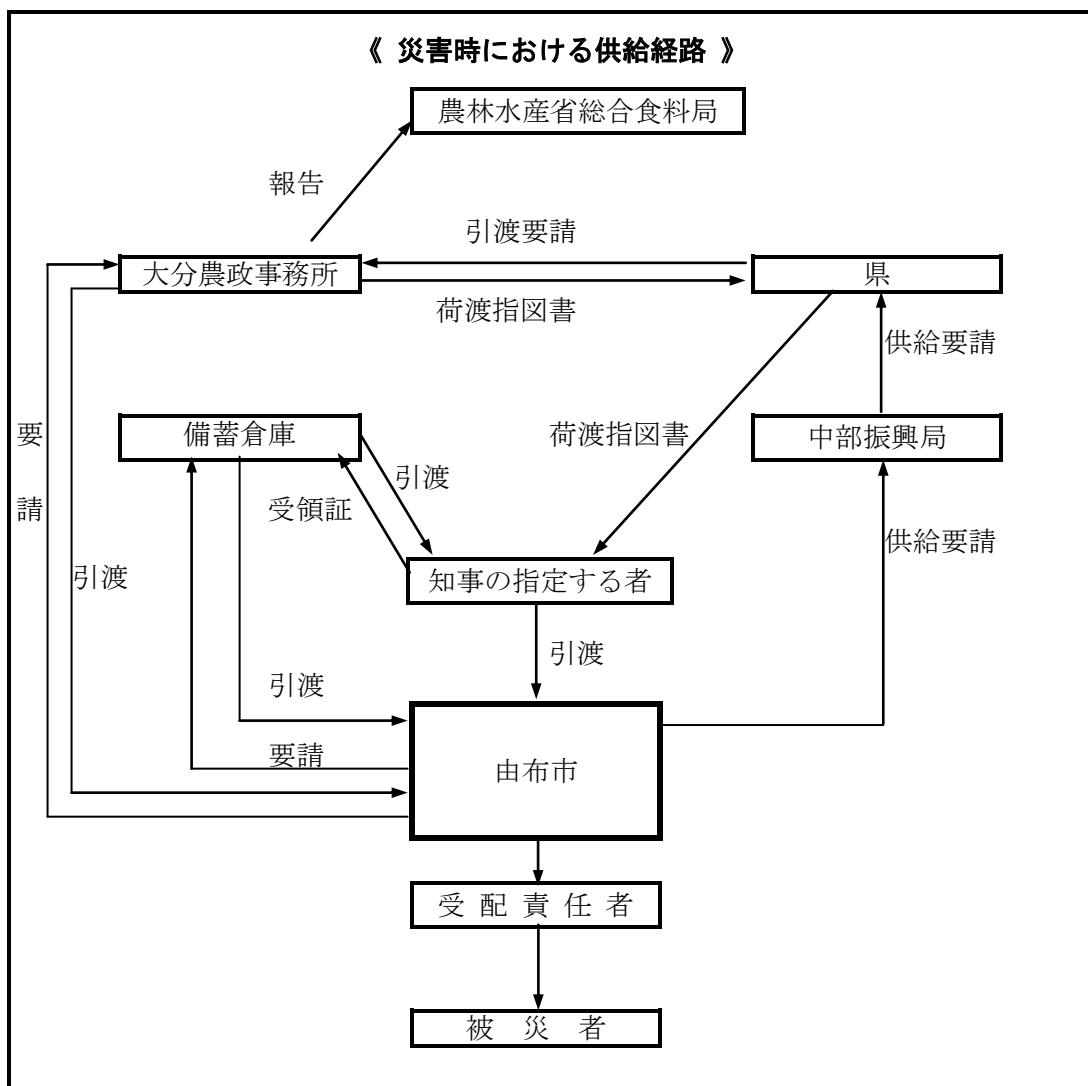
イ.給与数量は、社会通念上の数量とする。1人1日換算、救助法適用の枠内とする。

ウ.食品配給(一時縁故先等に避難する者に現物をもって3日分以内の食料品を支給する。)

5. 緊急引渡しを行うべき事態が生じた場合の市の手続

緊急引渡しを行うべき事態が生じた場合、市長は、所轄の県地区情報室を經由して県福祉保健部福祉保健企画課に対し、農林水産省の定める「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」及び「災害時における乾パン及び乾燥米飯の取扱要領」に基づき県が締結した「大分県下における災害救助用米穀等の緊急引渡しに関する協定書（以下「協定書」という。）」により、主食の緊急引渡の申請を行い引渡を受けた後、り災者に対する供給または給食を実施する。

1) 米・乾パンの供給経路は以下のとおりである。



第4節 給水計画

《基本方針》

災害により給水施設の破壊あるいは、飲料水の枯渇、汚染等により現に飲料水に適する水を得ることができない者に対し、最少限度必要な飲料水を供給し、被災者を保護するとともに施設等の応急復旧を行うための計画である。

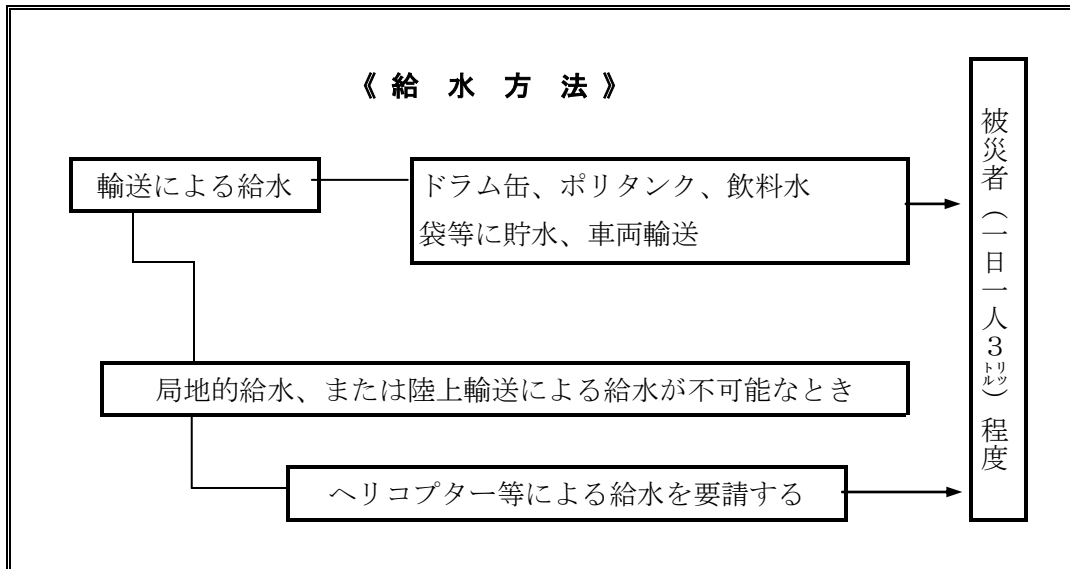
第1項 給水計画

1. 対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

2. 給水方法

1)あらかじめ定める計画により、飲料水を確保し、被災者に対する給水を実施する。



2)飲料水は、1人1日当たりの給水量3リットル程度を目安として確保に努める。

3. 給水計画の立案

応急給水の実施が必要な地域及び給水必要量を把握し、給水実施計画を立案する。

《給水実施計画の内容》

- 1) 給水対象地域・給水場所
- 2) 給水量・給水時間
- 3) 給水方法
- 4) 人員配置
- 5) 必要資機材の調達・管理
- 6) 給水の広報の方法・内容
- 7) 応援要請の内容（必要な場合）

《 給水量等の目安 》

給水の条件	給水量の基準	備考
ア.救助法を適用した場合で飲料水の確保が困難なとき	1人1日当たり 3リットル	飲料水のみ 所要量人口×3リットル (m ³ /日)
イ.飲料水の確保が困難であるが搬送給水できるとき	飲料水+雑用水 14リットル	洗面、食器洗い
ウ.伝染病予防法により知事が飲料水施設の使用停止を命じた場合	20リットル	イ.+洗濯用水
エ.ウ.の場合が比較的長期にわたるとき必要の都度	35リットル	ウ.+入浴用水

4. 重要施設の優先的給水

人工透析等、最も水を必要とする医療機関、福祉施設及び避難所等の重要施設については、優先的に応急復旧を行うように努め、被災の程度等から地域の給水順位、給水量を決定する。

5. 応急給水の準備

1)給水場所、給水方法、給水時間等については防災行政無線、広報車等を用いてきめ細かく市民に広報する。

2) 水源の確保

ア.最寄りの利用可能水源の利用

最寄りの水源あるいは水道施設から路上配管等により応急給水する。

イ.井戸の利用

浅井戸あるいは深井戸、災害によりこれらの井戸の崩壊、水脈変化による水質、水量の変化等がありえるため、使用にあたっては、特に、水質に十分留意してから使用する。

6. 給水用資機材の確保

給水車、給水タンク、給水用機械の保有機関の協力を受ける。市のみでは、飲料水の確保、給水等が困難なときは、県及び周辺市町に応援を要請する。

1)飲料水

ア.給水車による給水

イ.ろ過器による給水または浄水剤の支給による給水

ウ.その他水入り容器を運搬して行う給水

2)生活用水

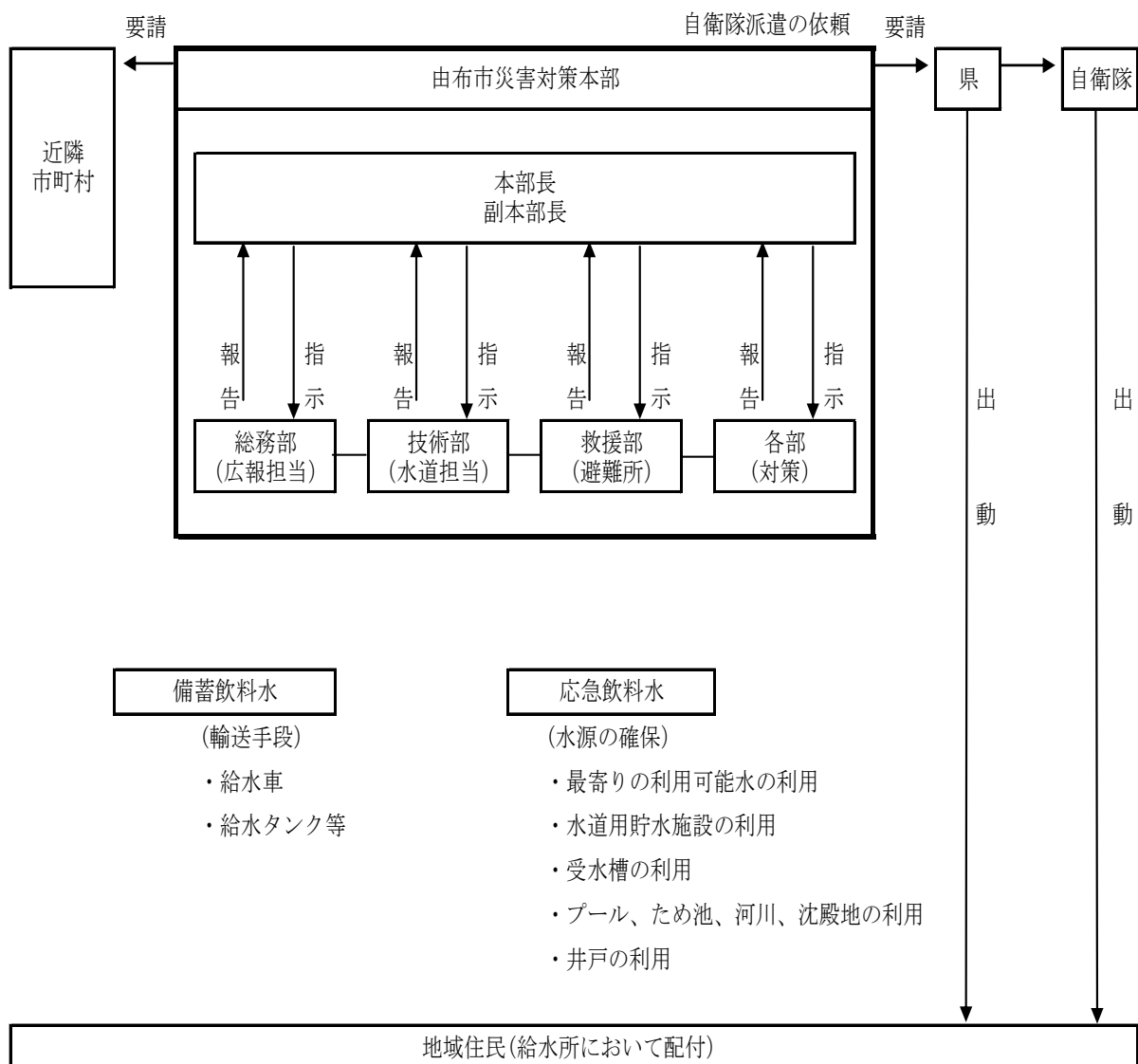
学校プールその他適当な場所への貯水

7. 市が実施する給水

1)市において、知事の委任に基づく飲料水の供給を実施した場合は、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- ア.救助実施記録日計表
- イ.飲料水供給記録簿
- ウ.給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿
- エ.飲料水供給のための支払証拠書類

2)給水計画系統図



第5節 被服寝具その他生活必需品供給計画

《 基本方針 》

市は、被災者に対し寝具、被服、その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を円滑に供給するため、平素から取扱業者及び調達可能量の把握確認に努め、災害時には速やかな確保と配給に期するものとする。

第1項 生活必需品等供給計画

あらかじめ生活必需品等供給計画を策定し、被災者の生活必需品等の確保と配給に努め、必要量が確保できないときは、県及び周辺市町等に対し応援を要請する。

応援を要請する際は、被災状況に応じて、どのような物資が必要であるかを調べ、必要な品目を広報して供給を促す。物資を送る関係機関は、その時点で把握している供給可能な物資のリスト等を提示する。

1. 対象者（救助法の適用）

- ア.住家が全壊(焼)、流失、半壊(焼)、床上浸水した者
- イ.被服、寝具等生活上最小限必要な家財を喪失した者
- ウ.生活必需品が無いため、日常生活を営むことが困難な者

2. 物資の調達及び配給

1)生活必需品の種類（救助法の適用）

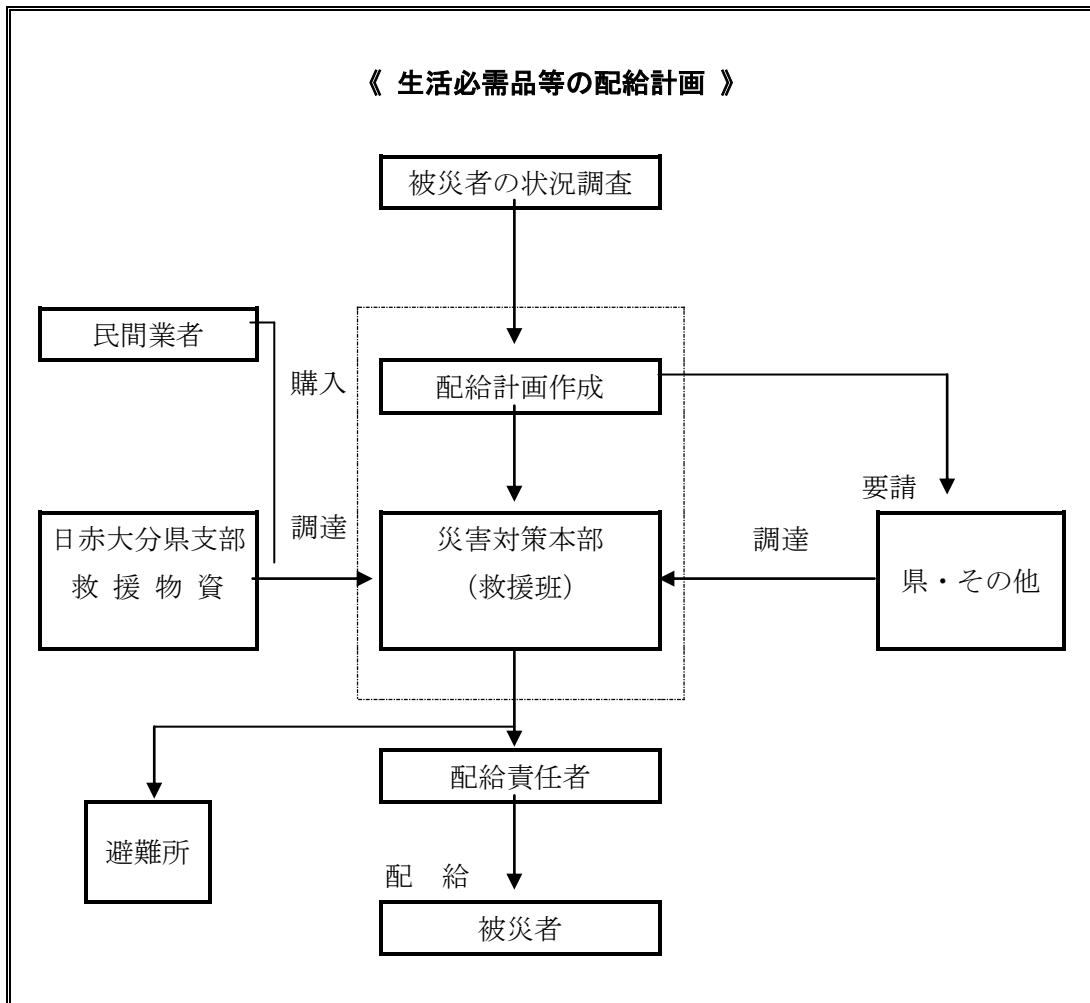
ア.寝具	寝具に必要なタオルケット、毛布、布団等
イ.外衣	洋服、作業衣、子供服等
ウ.肌着	下着の類
エ.身の回り品	タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等の類
オ.炊事道具	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等の類
カ.食器	茶わん、皿、はし等の類
キ.日用品	石鹸、チリ紙、歯ブラシ、歯磨粉、上敷ゴザ等の類
ク.光熱材料	マッチ、プロパンガス、ローソク等の類
ケ.その他	日常生活に欠くことができないと認められているもの

2) 物資調達先

- ア.日本赤十字社大分県支部(救援物資)
- イ.民間業者（市で調達が困難な場合、県、周辺市町等に要請）

3) 配給方法

“救援班”が配給計画に基づき、自治会又はボランティアの協力を得て配分する。
 避難所への配給は、食料の場合と同様とする。その他の住民への配給は、担当班を指名して行う。



4) 調達、救援物資集積場所

基本的に市の施設に集積する。

3. り災者に対する給与または貸与の必要品目及び必要量の判断

市は、以下の情報を収集し、り災者に対する給与または貸与の必要品目及び必要量の判断を行う。

- ア.り災者の状況

- イ.医療機関、社会福祉施設の状況
- ウ.商工観光業、商店街（市内業者）の状況

第6節 医療活動

避難生活や医療機関の機能麻痺が長期化した場合、市をはじめとする防災関係機関は被災地住民の医療の確保に万全を期す必要がある。その場合、本編「第3章 第6節 医療救護計画」に基づく超急性期の医療活動から、それ以降の急性期や慢性期（おおむね発災から72時間以降）の活動にスムーズに移行できる体制を講じるとともに、以下の点に留意した対策を講じる。

1 被災地における医療ニーズのきめ細かな把握

- (1) 避難所及び被災地域における医療ニーズ
- (2) 医療機関、薬局の状況
- (3) 電気、水道の被害状況、復旧状況
- (4) 交通確保の状況

2 医療救護活動の実施

超急性期からの医療活動を必要に応じ継続させるとともに、それ以降の急性期や慢性期における医療活動にスムーズに移行させるため調整を行う。

3 医療救護活動情報の集約及び広報・相談活動の実施

市は、以下の情報を集約の上、県の総合調整室情報対策班を通じて報道機関に広報を依頼し、一般に広報する。また、相談専用電話を設置し、市民からの問い合わせに応じる。

- (1) 医療機関の被災状況、稼働状況
- (2) 医療救護班の派遣及び医療救護拠点の設置状況
- (3) 現地での医薬品、人員等の確保状況
- (4) 医療救護活動に関連した緊急輸送ルート及び輸送手段の状況
- (5) 負傷者の発生状況
- (6) 移送が必要な入院患者の発生状況
- (7) 透析患者等への医療体制確立状況

第7節 防疫、清掃、食品衛生監視計画

《 基本方針 》

市は、被災地域における感染症の予防、環境の悪化を防止するため迅速かつ的確な防疫活動を行うとともに、衛生状態保持のため、清掃、し尿処理等必要な清掃活動を行うものとする。

また、被災地域における飲食に起因する危害発生の防止に努め、住民生活の安定を図るものとする。

第1項 防疫対策

1. 防疫部隊及び疫学調査部隊の編成

1) 防疫部隊・疫学調査部隊の編成

感染症患者の発生状況を的確に把握し、患者、保菌者の早期発見に努め、患者の隔離収容等適切な予防措置を講じるため防疫活動及び疫学調査を実施する。

ア. 防疫部隊の編成

“救援班”は、防疫実施のための“防疫部隊”を編成する。

イ. 疫学調査部隊の編成

“救援班”は医師会の協力を得て、疫学調査のための“疫学調査部隊”を編成する。

2) 防疫部隊・疫学調査部隊の活動内容

各部隊の編成については災害の規模により適宜定める。

区 分	活 動 内 容
防疫部隊	消毒及びねずみ族、昆虫駆除等の防疫活動
疫学調査部隊	感染症の予防及び応急対策活動

2. 感染症予防活動

1) 感染症患者等に対する措置

ア. 被災地に発生した感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき速やかに処置を行う。

イ. 災害の状況によって医療施設に入院及び通院が困難なときは、県と協議し、他の地域の医療施設での対応を検討する。

2) 疫学調査活動

目 的	方 法	留 意 点
感染症患者の早期発見	被災地域全域での調査活動	感染症発生地域、避難所、浸水地域等を優先
感染症の予防	健康診断(必要に応じ実施)	

3) 健康診断

疫学検査の結果、必要があるときは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）第17条の規定により知事が行う健康診断に協力する。

4) 臨時予防接種

予防接種の必要がある場合は、予防接種法第6条の規定により臨時予防接種を実施する。

3. 防疫活動

1) 防疫業務内容

- ア. 予防教育及び広報活動の強化
- イ. 清潔方法及び消毒方法の施行
- ウ. ねずみ族、昆虫等の駆除
- エ. 家庭用水の供給
- オ. 感染症の患者への入院勧告等
- カ. 避難所の衛生管理及び防疫指導

2) 防疫対策

- ア. 氷の使用、その他の方法で食品関係の鮮度保持に努める
- イ. 手洗いの励行

3) 消毒方法

- ア. 防疫活動における消毒方法
 - a. 感染症予防のための消毒は、焼却、蒸気消毒、煮沸消毒、薬物消毒を原則とするが、井戸の消毒を行うときは、まず、井戸の水量の1,500分の1の次亜塩素酸ナトリウム液を投入し、よくまぜた後、その水で側壁等をよく洗い、12時間以上放置した後全水量を汲み出して井戸さらいを行い、新しく湧き出た水に対して水量の15,000分の1の次亜塩素酸ナトリウム液を投入し、30分を経た後使用に供する。更に1日おいて、同量の次亜塩素酸ナトリウムを繰り返し投入すること。
 - b. 家屋内外の消毒については、浸水した水がよく引き、乾燥に向かう頃が適当であり、その際にはたい積した汚泥等を排除した後に、その被害の状況をよく考慮して、浸水した床下に石灰を散布し、その他台所等をクレゾール水または、逆性石けん液等の消毒薬で清拭する。
 - c. 食事の前あるいは調理にかかる前等には、消毒薬による手洗い励行し、使用した後の消毒薬は便所に廃棄して便池の消毒を行う。
 - d. ごみ捨て、溝の消毒については、浸水家屋内または溝等に大量のごみがたい積し環境衛生上きわめて不衛生であり、感染症患者発生、またはその恐れのある場合は、それらを排除する前後にクレゾール水等により消毒を行う。

対 象	消毒場所	消 毒 方 法
飲 料 水	井 戸	クロール石灰水(または次亜塩素酸ナトリウム液)の投入塩素滅菌処理の実施
	上水道	
家 屋 内	炊事場等	逆性石鹼、クレゾール石鹼水の使用
	床下等	クレゾールを散布
芥溜、溝渠	芥溜周辺	クレゾールの散布
	溝 渠	及び塵芥の焼却

イ.所要量算出方法

区 分	薬 剤 の 種 類	算出の基礎量
床 上 浸 水 (全壊、流失半壊を含む。)	クレゾール	1戸当り 300ミリットル
	次亜塩素酸ソーダ・粉剤	1戸当り 200ミリットル
		井戸1箇所 200ミリットル
床 下 浸 水	クレゾール	1戸当り 100ミリットル
	次亜塩素酸ソーダ	1戸当り 100ミリットル
		井戸1箇所 200ミリットル

4)ねずみ族、昆虫等の駆除

ア.災害により、汚物が広い範囲に散乱たい積し、ねずみ族、昆虫の発生が予想され、それにより感染症が流行する恐れがある場合は、汚物を消毒のうえ処理すると共に、なるべく残留効果の高い薬剤を散布する。

イ.県及び保健所の指示を受けて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第28条に基づいてねずみ族、昆虫等の駆除を行う。

5)避難所衛生管理及び防疫指導

避難施設は、多数の避難者を収容することにより衛生状態が悪くなりがちで、感染症の原因となることが多くなる。

市は、避難所を開設したとき、避難所における防疫の徹底に努めなければならない。このため、避難所内における衛生に関して自治組織を編成させ、その協力を得て防疫の指導を実施する。

ア.避難所の清潔方法、消毒方法の実施

イ.避難者に対する疫学調査の実施

ウ.給食従事者に対する健康診断の実施（なるべく専従者とする。）

エ.配膳時の衛生保持、残廃物、厨芥等の衛生的処理の指導

オ.飲料水等の水質検査の実施指導（使用の都度消毒）

カ.避難所における衛生に関する自治組織編成の指導

6) 防疫用資器材等の準備

災害防疫に必要な資器材等をあらかじめ準備しておく。

また、薬剤等は、医薬品メーカー、卸売業者から調達・購入するものとし、緊急の場合は最寄りの薬局等から購入する。

4. 他機関に対する応援要請

被害が甚大なため、市単独での防疫活動が困難な場合には、県、日本赤十字社、県医師会、周辺市町等の関係機関に応援を要請する。

5. 報告、記録、整備

1)市は、防疫活動を実施したときは、その状況を取りまとめ、または必要な事項を調査し、県にその都度電話及び文書をもって報告する。

2)市は、災害防疫が完了したときは、防疫活動を終了した日から20日以内に県に報告する。

第2項 清掃対策

1. 清掃活動の重点事項

1) ごみ処理収集計画

ア.ごみ処理

市または周辺市町等の応援により必要な清掃車を確保し、ごみを収集するとともに、収集したごみは、大分市に設置している処理施設において焼却するか、必要に応じて埋立て処分する等、環境保全上支障のない方法で行う。

なお、ごみの収集、運搬、処分にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める基準に可能な限り準拠し実施する。

また、倒壊家屋の解体によるがれき等についても、仮置場の確保とそれらに通じる搬送路の選定等について速やかに対処する。

イ.実施方法

災害時に発生したごみは、住民の協力を得て収集するとともに、“環境対策班”が“清掃チーム”を編成し、臨時集積所や道路・公園等の公共的な場所について委託業者と連携して収集処理にあたる。収集したごみは、次の系統により処理する。

①被災地のじん芥の集積

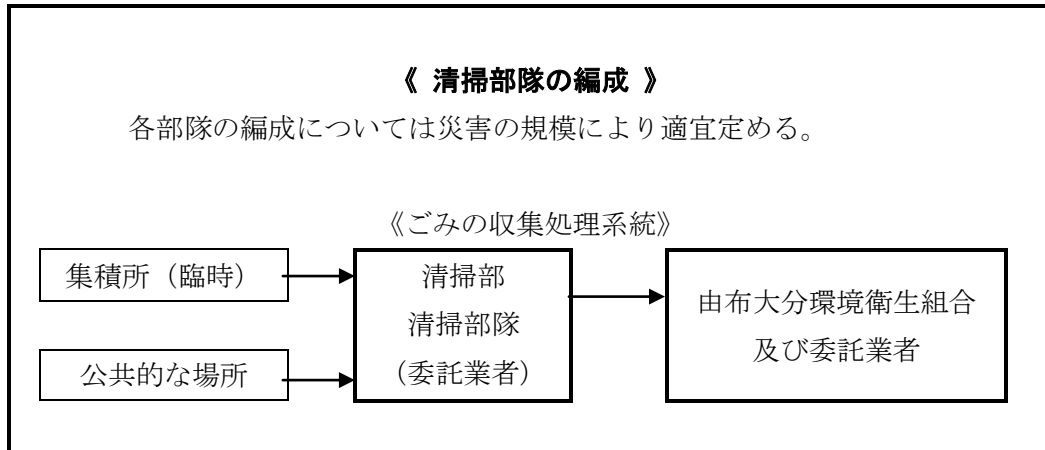
被災地の公民館、衛生協力関係者と協議の上、地区毎に集積所を定め、集積させ被災地の清掃作業の効率化を図る。

②被災地のじん芥の収集

直営及び委託業者を被災地に重点配置する。なお、不足の場合は市内業者より、被災の実情により雇上げる。

③ゴミ収集の優先順位

被災地のゴミ収集処分に当たっては、衛生上支障のあるもの及び住民生活上支障のあるものを優先的に収集処分する。



2) し尿収集処理計画

ア.し尿処理

a.し尿の収集方法

収集業者により、被災地域を優先的に収集するものとする。被災家屋が多く収集能力が及ばない場合は、とりあえずの措置として便槽の2～3割程度の汲み取りを実施し、各戸の便所の使用を可能にするよう配慮する。

b.集落排水などの処理施設の被害状況を把握し、必要に応じて仮設便所の設置について検討を行う。

c.し尿処理施設の応急復旧に努め、し尿収集の計画が可能になるまで、住民に対して避難場所や仮設便所等で処理するよう周知する。

d.し尿の収集は、市直営及び委託業者により行う。なお、収集能力が不足と思われるときは、被災地以外の周辺市町の協力を依頼する。

e.その他、所用の計画に基づいて検討する。

イ.処理施設

災害時のし尿は、委託業者を被災地に重点的に配置して、効率的な収集処理にあたる。収集したし尿は、次の施設にて処理する。

設置者	施設名	所在地	TEL
由布市	由布大分環境衛生組合	由布市挾間町鬼崎718-1	097-583-0862

3) 仮設共同便所の設置

仮設便所の設置場所、数量等を確認し、必要に応じて専門業者及び自衛隊等の協力を求める。

2. へい獣処理

必要に応じて家畜伝染病の予防のための消毒、その他の衛生処理を実施するとともに、環境衛生上支障のない場所に収集し、または焼却等の方法で処理する。

また、逸走した危険な動物等の危険防止に努め、関係機関と協力しその捕獲と処理の検討を行う。

第3項 衛生対策

1. 食品衛生管理

- 1)食品関係営業施設の実態把握及び監視指導
- 2)避難所数の把握及び避難所における食品衛生指導及び啓発
- 3)炊き出し施設等の衛生指導
- 4)避難所配布用弁当調整施設等の監視指導
- 5)飲料水の衛生確保

2. 入浴サービス及び仮設風呂の設置

災害により家屋の倒壊及びライフラインが寸断し、入浴施設が使用不可能となり、住民生活において衛生及び健康上の問題が発生する恐れがある場合は、応急仮設風呂等により、入浴サービスを実施する。

1)入浴サービス

ア.公衆浴場の斡旋

- a.市公衆浴場の被災現状の把握
- b.斡旋の方策

市内公衆浴場の開設、全国公衆浴場環境衛生同業組合を通じて、受け入れ体制を協議する。

イ.入浴施設の確保

市の大型浴槽を有する（温泉、宿泊）施設等が使用可能な場合、施設管理者の協力を求め、入浴サービスを実施する。施設復旧工事等の見通しが立たず、市の大型浴槽を有する施設が使用不能となった場合は、隣接市町の大型浴槽を有する施設等に協力を求める。

2)仮設風呂の設置

市内の大型浴槽を有する施設の利用を図るほか、必要に応じて避難所の敷地内に仮設風呂を設置検討する。

第8節 行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋火葬計画

《基本方針》

災害による行方不明者、身元が判明しない遺体のまま放置することは、人道上からも許されないことであり、混乱期に人心の安定を図るうえからも早急に実施する必要があるので、関係機関、団体と緊密な連絡をとり迅速に実施するものとする。

第1項 行方不明者の捜索

1. 行方不明者の届出の受理及び市町村等への通報

県警察は、行方不明者の届出の受理を行ったのち、市及び関係機関への通報連絡にあたる。

2. 行方不明者の捜索

市は、相互に協力し、行方不明者の捜索にあたる。

第2項 遺体捜索及び処理、埋火葬計画

1. 遺体捜索及び処理、埋火葬対象者（救助法の適用）

遺体捜索及び処理、埋火葬対象者は以下のとおりである。

1)災害により行方不明の状態にあるもので、四囲の状態から既に死亡していると推定される者

2)死亡を確認された者

2. 遺体の捜索

“環境対策班”“消防団”が主体となり県・警察・自衛隊等関係機関への要請により“捜索チーム”を編成して実施する。

3. 遺体の検案

警察による検視が終了した後、遺体の処理を引継ぎ、次のとおり遺体の検案を実施する。
なお、遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族、親族に引き渡す。

《 遺体の検案 》

- 1) 遺体の検案は、医師が行う。
- 2) 遺体の検案は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行うとともに検案書を作成する。
- 3) 身元不明者については、警察官が遺体及び所持品等を証拠写真に撮り、あわせて人相、所持品、着衣、その他の特徴等を記録し、遺留品を保管する。
- 4) 検案を終えた遺体は、生活班が関係各部、各機関の協力を得て、遺体収容所（安置所）へ輸送する。

4. 遺体の埋火葬

1) 遺体の埋火葬

遺体の埋火葬には“救援班”が主体となり、棺・骨壺等を支給するとともに、火葬及び埋葬または納骨等により現物支給をもって行う。

ア.市は、遺体の安置所を設置する。

イ.市は、検視及び検案が終了した遺体を安置所に移送し納棺する。

ウ.市は、遺体引取の申し出があったときは、遺体処理票、遺留品によって整理の上引き渡すとともに、埋・火葬許可証を発行する。

エ.死亡者が多数のため、市内の遺体搬送車及び火葬場で対応できない場合、周辺市町への協力要請により広域的に必要な数の確保を図る。

《 遺体の埋火葬方法 》

埋火葬を実施する場合	方 法
ア.災害時の混乱の際に死亡した者 イ.遺族が埋火葬を行うのが困難なとき ウ.災害の際死亡した者の遺族がない場合 エ.墓地または葬斎場の浸水・流失等により個人では埋火葬を行うことが困難な場合 オ.その他、埋火葬を行うことが困難な場合	埋火葬、納骨に必要な物資 ・ 場所等の現物給付

《 火葬場施設 》

施設名	所在地
由布市営庄内火葬場 雲浄苑	由布市庄内町中 284番地
由布市営湯布院火葬場 望岳苑	由布市湯布院町川上3403番地2

2) 車両・必要資材の確保

処理・埋火葬に必要な車両・資材は、関係業者の協力を得て、“環境対策班”等で確保する。

第9節 住宅の供給確保計画

《 基本方針 》

災害時における応急住宅対策は、被災住宅の居住者に対して救助法を適用した場合には、一時的には公共施設等を利用して避難所へ収容するほか、応急仮設住宅の建設及び供与並びに被災住宅の応急修理等を実施に努めるものとする。

第1項 仮設住宅・住宅応急修理体制

1. 実施責任者

仮設住宅建設及び住宅応急修理は“土木対策班”が実施する。

1) 応急仮設住宅の供与

- ア. 応急仮設住宅の建設に関する計画の樹立と実施は、市が行う。
- イ. 救助法を適用した場合の応急仮設住宅の建設は知事が行う。

2) 応急修理

- ア. 被害家屋の応急修理に関する計画の樹立と実施は、市が行う。
- イ. 救助法を適用した場合の被害家屋の応急修理は、知事が行う。

2. 応急住宅供与及び住宅応急修理対象者（救助法の適用）

応急住宅供与及び住宅応急修理対象者は、以下のとおりである。

- ア. 住家が全壊(焼)または流失し、居住する住家がない者で、自らの資力では住家を得ることができない者(応急住宅供与)
- イ. 住家が半壊(焼)し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者(応急修理)

3. 応急仮設住宅の建設計画（救助法の適用）

1) 応急住宅建設要領

設置場所	原則として公有地、それが困難なときは所有者と協議
設置規模	1戸あたり29.7m ² 以内
設置費用	国が示す限度額以内
着工期間	災害発生日から20日以内
供与期間	完成の日から2箇年以内

2) 仮設住宅の供与及び応急処理の要点

ア. 応急仮設住宅に収容する入居者及び応急修理の受ける世帯の選考にあたっては、十分な調査を基本とすべきであり、必要に応じ、民生委員の意見を徴集する等、被災者の資力、他の生活条件を十分に調査する。

イ. 応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を与えるための仮設建物であって、その目的が達成されたときは撤去されるべき性格のものであるから、入居者にこの趣旨を徹底させるとともに住宅の斡旋等を積極的に行う。

4. 住宅の応急修理計画（救助法の適用）

1) 住宅応急修理要領

修理費用	国が示す限度額以内
修理期間	災害発生日から1ヶ月以内

5. 救助法の適用がない場合

救助法の適用がない場合の仮設応急住宅、住宅の応急修理を実施する必要がある場合は、県の実施する仮設住宅及び応急修理を準用して実施する。

6. 建設資機材の調達

応急仮設住宅の建設や被災住宅の応急修理に伴い発生する建設資機材の供給は、県及び建設業者関係団体の協力を得て行う。

1) 応急仮設住宅の確保及び住宅の応急修理のため、次の団体との応援協定の締結を推進するとともに、災害時に必要な場合には、当該団体の協力を得る。

- ・(社)プレハブ建築協会
- ・(社)大分県建設業協会
- ・(社)大分県建築士事務所協会
- ・大分県電気工事協同組合
- ・大分県管工事協同組合連合会

7. 入居者の選定

1) 入居の資格基準は、次のすべての条件に該当する者とする。

- ア. 住家が全壊、全焼、又は流失した者
- イ. 居住する住家がない者
- ウ. 自らの資力では、住宅を確保することができない者

2) 公的住宅の斡旋

激甚な災害のため、応急仮設住宅の供与や被災住宅の応急修理では住宅対策が不十分な場合、また、市営住宅等への入居を図ったうえ不足する場合は、関係機関等への協力要請を行ったうえで、県や都市基盤整備公団等が管理する公営住宅・公的住宅等への被災者用応急住宅としての一時使用を要請する。

第10節 ボランティア応急活動計画

《 基本方針 》

大規模な災害の発生に際しては、災害応急対策に多数の人員が必要となり、防災関係機関の職員だけでは、十分対応しきれないことも予想される。

このような場合、様々な災害応急対策の的確な実施を図るため、関係諸団体との連携のもと、日本赤十字社等のボランティアの参加を求めるとともに、受け入れ体制の整備に努めるものとする。

第1項 ボランティア参加の受け入れ

1. 市は、県、日本赤十字社、社会福祉協議会等と連携し、ボランティアに関する情報の収集及びボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、被災地のニーズに関する情報を示してボランティアの参加・協力を求め、災害応急対策の実施にあたる。

また、ボランティアの受け入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるように配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施を図られるよう支援に努める。

1)参加・協力が求められるボランティア

- ア.日本赤十字奉仕団（県支部へ依頼）
 - a.地域赤十字奉仕団
 - b.青年赤十字奉仕団
- イ.大学等の学生・生徒
- ウ.公務員
- エ.災害救助活動に必要な専門技能を有する者
- オ.その他、各種ボランティア団体等

第2項 ボランティア活動の内容

1. ボランティア活動の内容

ボランティアに参加・協力を求める活動内容は、次のとおりとする。

- 1)災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
 - 2)避難所の運営
 - 3)炊き出し、その他の災害救助活動
 - 4)高齢者、病人等の看護
 - 5)被災地の清掃及び防疫
 - 6)軽易な事務の補助
 - 7)アマチュア無線による情報の収集・伝達
 - 8)その他、応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
 - 9)上記に類する業務及び災害救助活動に関して専門技能を要する業務
- なお、活動内容の選定にあつては、ボランティアの意見を尊重して決定する。

2. ボランティアの登録

救援活動は、即時的な対応が必要であり、ボランティアの希望者の氏名や活動の種類等を把握しておく必要がある。

3. ボランティアの育成

市は、ボランティアの積極的な活動を推進するため、ボランティア制度の普及と啓発に努める。このため、ボランティア関係の講習会、交流会の開催、学校教育への導入等を検討する。

第3項 ボランティア支援・連携

1. ボランティアへの支援

1) 情報交換

災害による被害や避難者の状況及び市災害対策本部の活動状況等の情報を提供し、ボランティア活動が効果的に行われるよう緊密な連携を図る。又、市災害対策本部は、ボランティアで把握した情報についても積極的な受け入れを行い、被害状況の全体像の把握に努める。

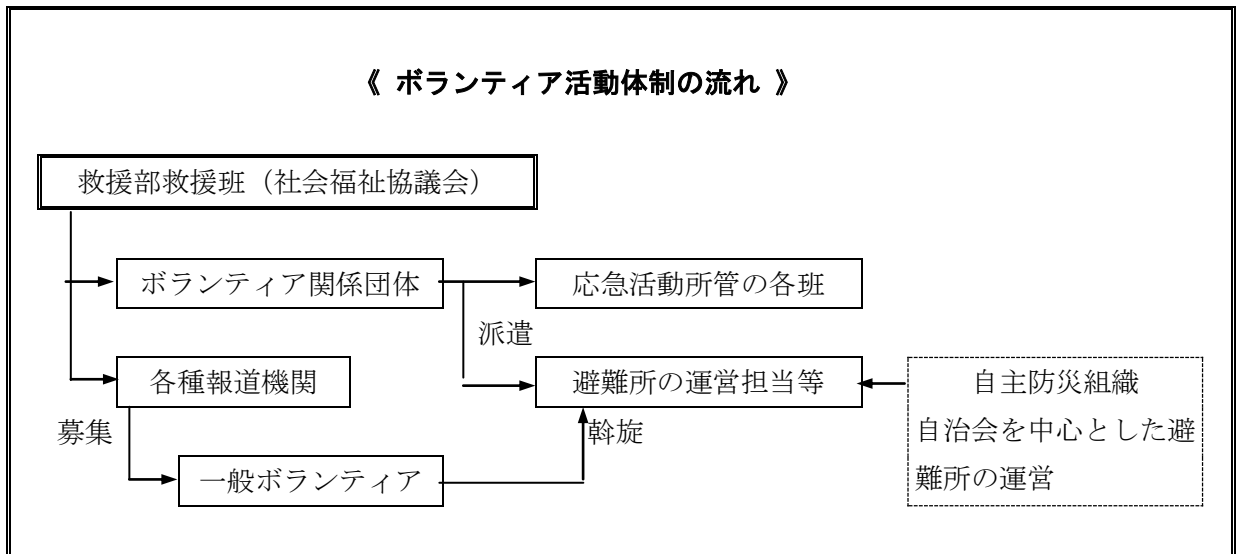
2) 活動拠点等の提供

市災害対策本部とボランティアとの情報交換が適切に行えるよう、ボランティア調整機関の活動拠点を本庁舎周辺にボランティア現地本部を確保し、必要な資機材を備える。

3) ボランティア準備体制

被害の状況により、ボランティア活動への申し出が多数あった場合、市災害対策本部は次の措置をとり、ボランティア機能の迅速な立ち上がりと能力が十分に発揮されるよう連携に努める。

- ア. ボランティア調整機関が機能するまで活動等の問い合わせへの対応
- イ. 受け入れ体制として活動拠点の準備
- ウ. 広報紙等による募集要領等の広報
- エ. ボランティア調整機関の運営に関する協力及び連絡調整



第4項 ボランティア活動支援システム

1. 「(仮称) 由布市災害ボランティア情報センター」の設置

災害発生後、市社会福祉協議会に「(仮称) 由布市災害ボランティア情報センター」を設置し、被害状況やボランティアのニーズ等に関する情報の提供を広く行う。

全国的支援組織やボランティア情報の集約や発信・受信基地としての機能を構築する。また、被災地における現地支援センターの開設と必要なスタッフの確保を図る。

なお「(仮称) 由布市災害ボランティア情報センター」は次の業務を行う。

- 1)市災害対策本部との連携による災害情報の収集及び提供
- 2)災害ボランティア現地支援センターの開設・運営のバックアップと連絡調整
- 3)全国的支援組織やボランティア団体との連絡調整

2. 「災害ボランティア現地支援センター」の設置

災害発生後、「災害ボランティア現地支援センター」を設置し、市災害対策本部と連絡を取り、被害状況に応じた活動拠点・資機材を確保するとともに、運営スタッフの要請・確保を行う。

なお、「災害ボランティア現地支援センター」は次の業務を行う。

- 1)ボランティアニーズの把握及び情報提供
- 2)派遣の要請（要否を含む。）等情報センターとの連携を図る。
- 3)ボランティアの受け入れ・受付
- 4)活動に関する事前研修（活動形態・宿泊・内容等）
- 5)区内のボランティア活動情報の集約・管理
- 6)市災害対策本部との連絡調整
- 7)その他の外部ボランティア組織や地元ボランティアのネットワークを形成し活動を支援

3. 災害時に稼働する活動に必要な情報の検討

災害時に市災害対策本部からリアルタイムで被災情報が把握でき、通信等で団体やボランティアに対する情報発信ができるシステムの構築を検討する。

第11節 災害時要援護者対策計画

《 基本方針 》

高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者、観光客、旅行者及び外国人等様々なハンディキャップを負い、災害に対応する能力が弱い者（以下「災害時要援護者」という。）が災害発生時に犠牲になるケースが多く見受けられる。

このため、より一層の災害時要援護者の安全確保と防災活動の支援に努めるものとする。

第1項 社会福祉施設、児童等の対策

災害の発生に際しては、発災直後の遺体の取扱い、避難所の設置管理、食事・物資の提供等の災害救助関係業務のほか、市の民生関係業務として、生活福祉資金の貸付、応急仮設住宅等における福祉サービスの実施、り災証明の発行等、非常災害の発生により新たに発生する業務を含め、膨大な種類と量の業務が発生することから、災害の規模及び市における行政機能状況等を勘案し、以下の点に留意しながら、福祉に係る災害応急対策を実施する。

- 1)災害発生により新たに発生する食事・物資の分配業務、遺体の取扱業務等の災害救助関係業務と並行して障がい者及び高齢者に対するホームヘルパーや手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービス等の福祉関係業務の増大にも対応できるよう、業務処理体制の確保に努める。
- 2)近隣市町村と災害援助協定の締結に基づき、速やかに応援を要請する。
- 3)県を通じ、厚生労働省に対し、他都道府県の市町村職員の応援を要請する。
- 4)災害発生後一定の期間経過後に業務量が多くなることから、時間の経過とともに変化する状況に対応した組織と人員の投入に留意しつつ、対策を講ずる。

《 計画目標 》

本計画は、災害後の援護を要する高齢者・障がい者及び要保護児童（以下「要援護者」という。）に対する福祉サービスの的確な遂行のため、県と協力し、各種対策の実施に努める。

1. 要援護者に係る対策

1)災害の発生に際しては、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要援護者となる者が発生することから、これら要援護者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。そのため、市は、以下の点に留意しながら要援護者対策を実施する。

ア.要援護者を発見した場合には、当該要援護者の同意を得て、必要に応じ、以下の措置をとる。

a.避難所への誘導。

b.社会福祉施設等への緊急入所を行う。

c.居宅における生活が可能な場合は、在宅福祉ニーズの把握を行う。

イ.要援護者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を遅くとも発災1週間を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、全ての避難所を対象として要援護者の把握調査を開始する。

2. 社会福祉施設等に係る対策

1)社会福祉施設等は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。

2)県、市は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先的に隣接市町の社会福祉施設に避難させる。

3)各社会福祉施設は、それぞれの施設で保有している資機材を相互に活用することにより、被災施設の支援を行う。また、生活用品及び要員の不足数について、県、近隣市町に応援を要請する。

4)市は、以下の点に重点を置いて社会福祉施設等の支援を行う。

ア.ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。

イ.復旧までの間、飲料水、食料等の必須生活用品の確保に努める。

ウ.ボランティアへの情報提供などを含め、要員を確保する。

3. 高齢者及び障がい者に係る対策

1)市は、避難所や在宅における一般の要援護者に加え、以下の点に留意しながら高齢者及び障がい者に係る対策を実施する。

ア.被災した高齢者及び障がい者の迅速な把握に努める。

第4章 被災者の保護・救援のための活動計画

第11節 災害時要援護者対策計画

- イ. 掲示板、広報誌、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関の協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきテレビ放送等を利用することにより、被災した高齢者及び障がい者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- ウ. 避難所等において、被災した高齢者及び障がい者の生活に必要な車いす、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握するため相談体制を確立する。
- エ. 被災した高齢者及び障がい者の生活確保に必要な車いす、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に調達を行う。
- オ. 関係業界、関係団体、関係施設を通じ、協力要請を行う等当該物資の確保を図ると。
- カ. 避難所や住宅における高齢者及び障がい者に対するニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。

4. 児童に対する対策

1) 要保護児童の把握等

- ア. 市は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。
 - a. 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握する。
 - b. 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び市民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。
 - c. 市は、避難児童及び孤児、遺児等の要保証児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供する。

2) 児童のメンタルヘルスの確保

市は、被災児童の精神的不安定に対応するため、メンタルヘルスカケアを実施する。

3) 児童の保護等のための情報伝達

市は、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

第2項 災害時要援護者等を考慮した避難対策

避難誘導にあたり、高齢者及び乳幼児等の災害時要援護者を十分考慮する。避難順位は、概ね次の順位による。

《 避難順位 》

1. 傷病者
2. 高齢者
3. 歩行困難な者
4. 乳幼児
5. 児童生徒
6. 上記以外の一般市民

なお、避難にあたっては、自治委員等の協力を得て速やかに地区住民を集団避難させる。

1. 避難所の物理的障壁の除去(バリアフリー化)

物理的障壁の除去(バリアフリー化)されていない施設を避難所とした場合は、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備の仮設に努める。

2. 相談窓口の設置

車椅子、携帯便器、おむつ、移動介助を行う者(ガイドヘルパー)の派遣等、要援護者の要望を把握するため、避難所等に要援護者のための相談窓口の設置に努める。

3. 福祉避難所の指定・設置と管理、運営

1)市は、必要に応じ要援護者が必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定・設置し、当該避難所には相談等に当たる介助員等を配置し、日常生活上の支援に努める。

2)福祉避難所の設置は、対象者の特性からできる限り短くすることが望ましいことから、福祉仮設住宅等への入居に努め、関係機関と連携を図り、社会福祉施設等への入所等を積極的に斡旋し、早期退所が図られるように努める。

第12節 文教対策計画

《 基本方針 》

災害の発生時における児童、生徒及び園児等の安全確保及び教育実施者の確保、文教施設の応急復旧、教科書、学用品の応急処置等の措置を講ずる。

第1項 学校教育対策

1. 実施責任者

災害時における文教に関する応急対策の実施者は、次のとおりとする。

- 1)市立小中学校、幼稚園等その他の文教施設の災害応急復旧は、市教育委員会が行う。
- 2)市立小中学校児童、生徒及び幼稚園に対する応急対策は、市教育委員会及び学校長が具体的計画立案を樹立して行う。
なお、救助法が適用されたとき、または市で実施することが困難な場合は、知事または県教育委員会、関係機関の協力を求め、適切な措置をとる。
- 3)救助法による教科書、教材及び学用品の支給については、知事の補助機関として市長が行う。

2. 児童・生徒の安全確保

1)児童・生徒の安全確保対策

- ア.休校処置（災害発生の恐れがあるとき、または発生したとき）
- イ.保護者または教員が引率しての登下校（避難）
- ウ.安全な通学路（避難路）、避難所の周知徹底

2)次の場合は「由布市立小中学校管理規則」により臨時休校または出校停止措置をとる。

- ア.災害が広範囲にわたり、被害が甚大で教職員及び児童生徒の登下校が著しく困難であり、また危険が予想されるとき。
- イ.感染症発生等により集団生活に危険が予想されるとき。
- ウ.その他応急教育の実施が困難と考えられるとき。

3. 文教施設の確保対策

- ア.被害施設・箇所の手早い応急修理
- イ.屋内運動場・講堂等の利用（一部使用不能の場合）
- ウ.公共施設の利用（多くの施設が使用不能の場合）
- エ.応急仮校舎の建設
- オ.市教育委員会は、応急対策にあたって市内に適当な施設がない場合は、教育事務所を通じて県教育委員会に対して、施設の斡旋を要請する。“ウ.”は、教育委員会及び学校と協議のうえ、あらかじめ確保しておく。

4. 応急教育の実施

1)実施場所

近隣の学校で借用した教室、または上記で確保した施設で実施する。

第4章 被災者の保護・救援のための活動計画

第12節 文教対策計画

2)実施方法

- ア.臨時に学級を編成し、二部授業を実施する。
- イ.教場を分散しての分散授業
- ウ.休校による自宅学習及び巡回指導
- エ.短縮授業
- オ.野外授業

5. 教科書・学用品等の配給

- 1) 各学校は、児童生徒の学用品に被害のあった場合は、その被害の種類、程度、数量等を速やかに届けるとともに、概ね次の方法によって応急処置をとる。
- 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼または床上浸水により学用品を失い、または損傷し就学上支障のある学童及び生徒に対して給与する。

《 教科書・学用品等の調達、配給方法 》

教科書・文房具・ 通学用品	教育委員会を経て、救助法に基づく給与申請
その他の教材等	市内の各学校、その他機関への救援要請
支給品目	ア.教科書及び教材 イ.文房具（ノート、鉛筆、クレヨン、消しゴム等） ウ.通学用品（カバン、傘、履物等）

2)教科書・学用品給与の期間（救助法の適用）

教科書については1ヶ月以内に完了、文房具および通学用品については15日以内に完了するものとする。

しかし、交通・通信等の途絶による調達および輸送が困難と予想される場合は、特に厚生労働大臣の承認を受け、期間を延長することができる。

6. 学校給食等の処置

給食施設が被災した場合は、教育委員会は、応急給食について県教育委員会と協議の上実施する。

また、次の場合には児童生徒への給食を一時中止する。

- ア.学校給食施設が災害救助のため使用される場合
- イ.給食施設の被害のため、給食実施が不可能な場合
- ウ.感染症、その他の疾病流行で、危険が予想される場合
- エ.給食用物資の入手が困難な場合
- オ.給食の実施が適当でないと考えられる場合

7. 教育実施者の確保

教育実施者の被災等により、通常の授業を行えない場合の応急処置として、次の要領により教育実施者を確保する。なお、県教育委員会へ要請を行う。

- ア.臨時学級編成による教育
- イ.近隣学校等からの応援
- ウ.臨時教諭採用予定者からの新規採用
- エ.現職に携わっていない教員免許所有者の臨時採用
(当該学校は、直ちに市教育委員会に連絡すること)

8. 学校の衛生管理

災害を受けた学校及び避難所等に使用された学校は、関係機関との緊密な連絡のもと、以下の事項を励行し感染症の発生、食中毒等の事故防止に努める。

1)校舎内外の清掃の留意点

- ア.建具等を移動し、乾燥しやすくする。
- イ.建具、床板等はよく清掃し、なるべく消毒薬で拭浄。
- ウ.便所は、よく清掃したのち消毒する。

2)飲料水の使用方法

- ア.水道水はなるべく煮沸して使用
- イ.飲料水の監視

3)保健管理・指導の要点

- ア.疾病の早期発見、早期治療
- イ.保健指導の強化

4)調理従事者の保健管理・指導の要点

- ア.健康診断の実施
- イ.下痢のある者の従業禁止及び検便の実施
- ウ.身体衣服の清潔保持、手洗いの励行

5)集団感染が発生した際の処理要領

- ア.教育委員会等への連絡及び患者への万全な処置
- イ.健康診断、臨時休校、消毒等による予防処置
- ウ.保護者、その他の関係者への集団発生状況の周知及び協力要請
- エ.児童生徒の食生活についての注意及び指導

6)必要に応じて、児童・生徒のこころの相談を行うため、保健室におけるカウンセリング体

制を確立する。

9. その他必要な措置

1)市における事項

市において県の委任に基づく学用品の給与を実施した場合は、次の帳簿等を備え必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- ア.救助実施記録日計表
- イ.学用品の給与状況
- ウ.学用品購入関係支払証拠書類
- エ.備蓄物資支出証拠書類

2)転校措置及び進路指導

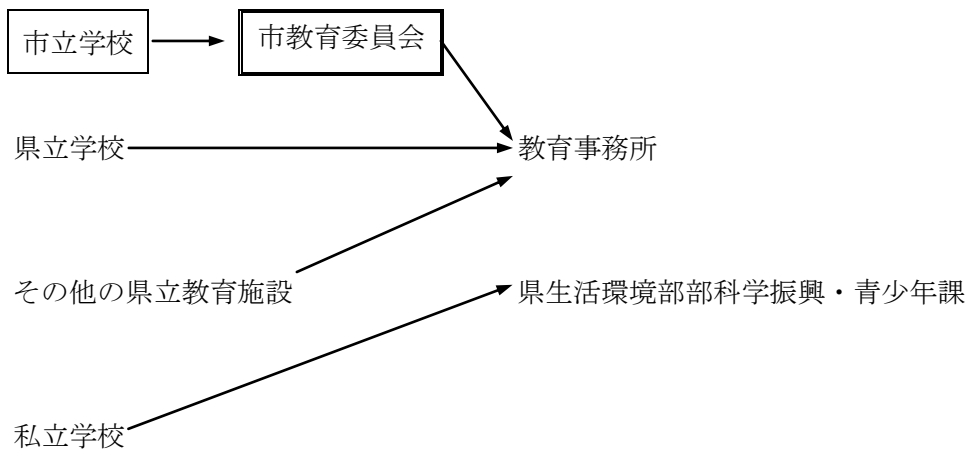
- ア.各学校は、転校を必要とする児童・生徒の状況をすみやかに把握し、市教育委員会及び県教育委員会と協力してすみやかな転校措置を講ずる。
- イ.各学校は、被災児童・生徒の進級、卒業認定及び進学、就職並びに入学選抜に関して児童・生徒の状況を十分把握し、市教育委員会及び県教育委員会と協力し、すみやかな措置を講ずる。

10. 学校等が避難所となった場合の学校の措置

学校等の教育施設において避難所が開設される場合、学校長等は避難所の開設等に協力し次のような措置を講じる。

- 1)在校中に発災した場合においては、児童等の安全確保を最優先とした上で、学校施設等の使用方法について市と協議する。
- 2)避難所の運営については積極的に協力するとともに、できるだけ早い時期に授業が再開できるよう市、県教育委員会等との間で必要な協議を行う。
- 3)学校等の教育施設が避難所として使用される場合は、当面避難者の生活確保を考慮しつつ、市教育委員会と県教育委員会が協議して適切な教育の確保に努める。

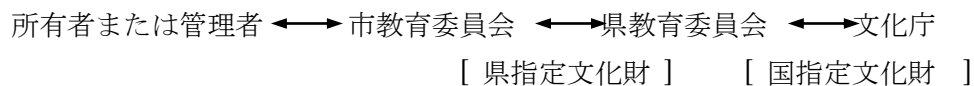
《 被災状況等の連絡経路図 》



第2項 文化財応急対策

1. 文化財が災害を被ったときは、所有者（管理責任者）は被災状況を調査し、その結果を教育委員会に報告する。
2. 被災文化財の被災拡大を防止するため、教育委員会と連絡調整し応急措置を講ずる。
3. 文化財の被災状況の調査、連絡体制は次のとおりとする。

《 文化財の被災状況の調査、連絡体制 》



第13節 社会秩序の維持及び物価の安定等計画

《 基本方針 》

災害後の市民の生活を安定したものとするために行う社会秩序の維持及び物価の安定等に関する活動について定める。

第1項 公安警備計画

1. 社会秩序の維持のための活動

市は、災害後の被災地の社会秩序を維持するため、次のような県警備対策部が実施する活動に協力する。

1) 困りごと相談所の開設

警察署に、困りごと相談所を設置して、住民の心配や要望等の相談に応じ、事案によって市、その他関係機関との連絡調整を行う等当該事案お解決に努める。

2) 臨時交番等の設置

犯罪予防その他被災地の治安を維持するため、臨時交番を設置し、又は移動交番車を配置する。

3) 防犯パトロールの実施

被災地域、避難所、仮設住宅、避難場所、食料倉庫、生活必需物資の貯蔵庫、金融機関、公共施設等の重点パトロールを実施する。

4) 地域安全情報等の広報

地域住民に対し、地域安全情報の提供を行うとともに、流言飛語等が横行した場合は、正しい情報の伝達等適宜行い、被災者が安心して生活できるように努める。なお、その際には、視聴覚障がい者や外国人にも適切に広報できるように配慮する。

2. 警備活動

市は、被災地の盗難、火災等の二次災害を防止するため、警察・消防団と連携し、自衛組織等、自主防災組織の立上げに際し、地域の市民組織による巡回・警備活動に協力する。

第2項 物価の安定等計画

1. 生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視の実施

定期的に物価を監視するため、生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視を実施する。

2. 消費生活相談所の開設

被災地内に消費生活相談所を開設し、消費生活に関する相談に応じる。

3. 大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握

大規模小売店及びガソリンスタンド等生活に密着した店舗等の営業状況を、できる限り毎日

把握する。

4. 物価の安定等に関する情報の提供

上記1～3で得た情報を、報道機関、チラシ、広報誌等で提供する。なお、その際には、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人にも適切に提供できるよう配慮する。

第14節 交通施設災害応急対策計画

《 基本方針 》

生活基盤をなす施設は、災害時において被災した場合、市民の生活や社会活動に極めて影響が大きい。そのため、各施設の管理者は、相互に連携を図り、あらかじめ定める災害応急対策計画に基づき迅速な措置を行うものとする。

第1項 道路施設対策

1. 防護対策

1)市は、相互に連携、協力し、安全で円滑な交通の確保、または緊急通行車両の通行確保のため、直ちに次の事項を大分土木事務所長または所轄管理者に報告する。

ア.被害の発生した日時及び場所

イ.被害の内容及び程度

ウ.迂回路の有無

2)市は、自動車の運転者及び地区住民等により道路の破損等の災害を発見した場合は、直ちに市長に報告するよう常時啓発に努める。

3)道路上の放置車両、倒壊物及び落下物等、道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。

この場合、緊急交通路及び主要避難路から優先的に障害物の除去を実施する。

4)道路については、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。この場合、緊急交通路及び主要避難路から優先的に応急復旧を実施する。

5)上水道、電気、ガス、電話等のライフラインに被害が発生した場合は、各施設管理者に通報する。

なお、緊急を要し、そのいとまがない場合は、通行の禁止、制限、立入禁止、避難誘導及び周知等、必要な対策を講じ、事後速やかに通報する。

6)応急工事の実施

応急工事の実施責任者は、次により災害時における応急工事を迅速に実施する。

ア.応急工事

被害の状況に応じて、概ね次の仮工事により応急の交通確保を図る。

a.排土作業または盛土作業

- b.仮舗装作業
- c.障害物の除去
- d.仮道、仮橋等の設置

イ.応急工事の順位

被害が激甚な場合は、救助活動及び災害応急措置を実施するために必要な道路から重点的に実施する。

第2項 鉄道施設対策

1. 九州旅客鉄道株式会社（JR駅）

災害発生時における列車の運転規則、応急処理、復旧、救護等については、「運転取扱心得」、「気象異常時運転規制手続」、「運転事故並びに災害応急処理基準」等に基づき対処することとしている。

2. 市の協力体制

市は、鉄道事業者のとする応急対策に対し、激甚な被害または緊急を要する際に、人員、資機材等が不足する場合は、必要に応じその協力体制を整える。

第15節 農林業用施設等災害応急対策計画

《 基本方針 》

関係機関は、災害時において農林業用施設の被害の実情を早期に調査し、農林の経営の安定を図るための応急復旧対策を図るものとする。

第1項 農林業用施設等災害応急対策

1. 農林業用施設応急対策

1)施設の被害状況を速やかに把握するとともに、被害の程度に応じ事後の本復旧が速やかに進行するよう努める。

2. 農作物等応急処置

1)種苗確保

ア.市は、災害により、農作物の播きかえ及び植えかえを必要とする場合は、県及び農業協同組合に必要種苗の確保を要請するとともに、その旨を県に報告する。

イ.病虫害防除対策

県の指導をあおぐとともに、県と協力して、具体的な防除策を措置する。

第4章 被災者の保護・救援のための活動計画

第15節 農林業用施設等災害応急対策計画

災害名	対象作物	被害の種類	応急対策
風水害	水稲	移植直後の流失	災害応急対策用種子もみを確保供給し、乳苗等を育苗する。 近隣の余剰苗を緊急に要請確保する。
		本田の流失埋没	代作への転換を指導する。
		病虫害の発生	「主要農作物病虫害及び雑草防除指導指針」（以下「防除指針」という。）に基づき、発生状況に応じた防除を速やかに行う。
		その他	技術指導 被害発生に即応し、あらかじめ編成した対策班が現地に出動の上、被害様相に応じた技術対策の指導にあたる。
	陸稲	代作に転換	野菜等、他作物に転換する。
麦類 その他	病虫害の防除		長雨による病害の激発等が考えられるので、「防除指針」に基づき発生状況に応じた防除を速やかに行う。
			技術指導 対象作物の種類、発生時期により発生の様相は著しく異なるので、事態に即応した技術協力の依頼を行う。
果樹			<ol style="list-style-type: none"> 1.病虫害の防除に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・天候回復とともに速やかに行う。 ・薬剤の種類、使用量等はその都度示す。 2.施肥を合理的に行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・分肥回数を多くし、少量ずつ施す。 ・窒素質肥料は天候の回復を待って施す。 3.土壌管理に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・平坦地は排水を図る。 ・傾斜地には、排水するとともに地表浸透を図り、土壌の流出防止に努める。 4.柑橘の摘果には、生理落果をよく観察し、時期をややおくらせて実施する。 5.落葉果樹の整枝・剪定・誘引に注意する。 <ul style="list-style-type: none"> ・なしの棚ゆれ防止を行う。 ・ぶどうは7月以降の摘心はかえって晩伸びの原因となるので、摘心しない。 6.塩害を被った場合には、速やかに散水し塩分の流去を図る。 7.倒伏樹木は土壌が湿潤の間におこし、支柱等で結束する。

第4章 被災者の保護・救援のための活動計画

第15節 農林業用施設等災害応急対策計画

災害名	対象作物	応急対策
風水害	野菜(いも類含む) 花き	1.病虫害の防除に努める。 ・天候の回復とともに速やかに行う。 ・薬剤の種類、使用量は「防除指針」を参考にする。 2.施肥は合理的に行う。 ・回復用として速効性のものを適量施用する。 3.適切な排水を行う。 4.塩害、降灰等の場合は速やかに付着物を洗い落とす。 ・収穫時期になっているものは早めに収穫する。 5.被害が甚だしく、その代作のための種子が確保できない場合は、国の災害備蓄の種子の払下げについて市を経由して県に手続きする。
	茶	1.排水に努める。 2.病虫害の発生を予防するため、薬剤散布を行う。 3.茎葉の被害が大きい茶園では樹勢回復のため施肥する。
	飼料作物 及び牧草	1.倒伏、折損の状況を見て、早めに収穫、貯蔵する。 2.調整にあたっては稲わら等の水分調節材料もしくは乳酸菌などの添加剤を加え、品質向上に努める。 3.収量の大幅な減少が予想される圃場では状況に応じて再度播種する。 4.被害程度の軽微な圃場では、今後とも排水・施肥等の肥培管理を継続し、増収に努める。 5.牧草地への土砂等の流入に対しては、早期に排除し、牧草の枯死面積を最小限に抑える。 6.牧草地の流亡箇所は、状況に応じて客土も行い追播を行う。
雪・凍霜害	果樹	1.枝さけ、枝折れの結束をする。 2.施肥の場合は、少量ずつ分施する。 3.病虫害の防除に努める。 4.葉数に応じた摘果を行う。 5.積雪の場合は早朝に除雪する。 6.晩霜の場合は重油燃焼またはスプリンクラー散水する。 7.施設の補修を早急に行う。

第4章 被災者の保護・救援のための活動計画

第15節 農林業用施設等災害応急対策計画

	茶	<ol style="list-style-type: none"> 1.防霜施設、資材の設置を事前に行う。 2.枯辺部を剪枝する。 3.病虫害の防除と速効性肥料を施肥する。 4.排水に努める。
	施設の果樹 野菜・花き	<ol style="list-style-type: none"> 1.施設の補修・補強を早急に行う。 2.除雪や加温等による融雪対策を行う。 3.折損した茎葉の整枝誘引を早めに実施する。
干ばつ	水稻	<ol style="list-style-type: none"> 1.あらかじめ節水栽培に努める。 2.畦畔からの漏水防止に努める。 3.畦畔の雑草を刈取って敷草したり、敷わらをして乾燥防止に努める。
	大豆	<ol style="list-style-type: none"> 1.かん水が可能な場合は莢実の肥大期に1～2回夜間、畦間かん水する。 2.ダニの防除に努める。
	野菜(芋類を含む。) 花き	<ol style="list-style-type: none"> 1.敷草・敷わらをして3～5cm覆土する。 2.灌水できるところは、夕方充分散布する。 3.畦間を軽く中耕して水分の蒸散を防ぐ。 4.ダニ、アブラムシの防除に努める。
	果樹	<ol style="list-style-type: none"> 1.敷草、敷わらをする。 2.草生園では草が伸びない内に刈る。 3.落葉した場合は摘果する。 4.灌水できるところは、夕方地中灌水する。
	茶	<ol style="list-style-type: none"> 1.敷草、敷わらをする。 2.灌水できるところは、夕方散水する。

3. 家畜等応急対策

1) 家畜の防疫

災害による死亡家畜については、環境衛生上支障のない所で一括して処理するが、そのような処理ができない場合は、家畜の飼養者にて、市長に届出を行わせるとともに知事の許可を受けて、死体の埋没または焼却を行わせる。

ア.被災家畜には、伝染性の疾病の疑いがある場合、または伝染病の発生の恐れがある場合には、“救助班”を被災地に派遣し、緊急予防処置をとる。

イ.市長は、災害のため正常な家畜の診療が受けられない場合、大分家畜保健衛生所に要請し、家畜の伝染病に対処する。

2) 飼料の確保

市長は、政府保有の飼料用穀類の放出、農業団体及びその他、飼料製造販売業者への必要数量の確保及び供給の斡旋を必要に応じ県へ要請する。

区分	家畜管理のための応急処置方法
伝染病予防	ア. 大分家畜保健衛生所による予防注射の実施 イ. 診療部隊による巡回家畜診療の実施 ウ. 治療を要する一般疾病の発生に際しては、県、獣医師会に治療を要請する。
飼料の確保	ア. 県への政府保管の飼料放出依頼 イ. 県への飼料業者に対する確保・供給の斡旋依頼
干 害	ア. 灌水が可能な場合は実施する。 イ. 発芽不良の場合は被害程度に応じ追播を行うか播きなおしを行う。
風水害	ア. 早急に排水を行う。 イ. 窒素を主体とした追肥を行い、生育の回復を行う。 ウ. 倒伏後の回復の見込みが無い場合は、早急に刈り取り、青刈りまたはサイレージ調製を行い利用する。

3) 家畜の避難

ア. 水害による浸水等災害の発生が予想され、または発生した時には、協力機関と連携し、避難場所その他について指導する。

市は、家畜を避難させる必要を認めたときは、家畜飼育者に家畜を避難させるよう指導する。

イ. 市はあらかじめ被災家畜を集中管理できる家畜市場、家畜管理所等の適当な場所を選定、確保する。なお、災害が発生した場合は、市はその他の機関の協力を得て被災家畜を集中管理場に収容し、家畜診療の応急診療を実施するとともに、管理人の選定飼料の確保供給に努める。

ウ.家畜管理所

市長の指示する適当な場所とする。

4. 林産物応急対策

市は、災害時において、被災立木竹による二次災害防止と林道機能確保及び林産物の被害を軽減するため、次のとおり県と協議のうえ被災立木竹の除去（道路網については林道のみ）、病虫害の防除、林業用種苗の供給に努める。

1)被災立木竹の除去

- ア.被災立木竹による二次災害防止のため、公共的施設及び人家に災害を及ぼす恐れのある木竹の除去に努める。
- イ.被災立木竹による遮断林道の機能回復に努める。

2)病虫害の防除

被災立木竹は、菌による腐朽及び害虫の食害を受けやすく、健全木竹への被害の蔓延を防ぐため、枯損、倒伏、折損等の木竹は速やかに林外に搬出するほか、焼却または薬剤処理等により病虫害の防除に努める。

3)林業用種苗の供給

林業用種苗の被害を最小限に食い止めるため、林業用種苗の確保に努める。

作物	災害種別	応急処置の内容
林産物	風水害	ア.苗木の確保（樹苗農業共同組合等と協力）
	干害	イ.種子の確保

4)苗畑対策

ア.干害

- a.適当な灌水を行う。灌水は日中を避け、朝夕の涼しいときに継続して行う。
- b.灌水できない所では、蒸散抑制剤を散布し、葉面及び土壌からの水分の蒸発防止をす
- る。
- c.苗間にわらなどを敷き土壌の蒸散を防止する。
- d.は種床では、朝に日覆をかけ、夕方に日覆を取り外し、夜露に当てる。
- e.除草剤の多使用は避け、中耕除草は干ばつ時はしない。また、実施する場合は表面を軽く削る程度に止める。
- f.地温が30℃を超えると微粒菌核病が発生しやすいので、適宜灌水するか土壌消毒をす
- る。
- g.薬剤散布は日中を避け、朝夕の涼しいときに行う。

イ.浸冠水対策

- a.排水を実施する。
- b.病虫害の防除を実施する。

ウ.風害対策

- a.即効性追肥を実施する。
- b.病虫害の防除を実施する。

5) 造林木対策

ア.干害

干害対策としては、尾根筋、風衝地帯では干ばつ時の下刈作業を避け、造林地の水分の蒸発を抑制する。

イ.風害

- a.日頃から防風林帯をつくり、枝打ちを行わないなど被害防止に努める。
- b.台風等により林内に被害を受けた場合、50%以上の根返り幹折等の被害林地については倒伏木を整理し、防風地帯を設け、今後の台風被害の軽減に十分留意し再造林を行う。
- c.Ⅱ 齢級以下の幼稚林の根ゆるみ及び倒伏木等は、回復の見込みがあるものについては早い機会に倒木起こし等を実施し回復に努める。

6) たけのこ専用林対策

ア.風害

- a.林縁に防風帯を設ける。
- b.うら止めを行う。

イ.水害

土壌流出を防ぐため、竹幹等を用いて土留を行う。

ウ.干害

- a.夏から初秋の除草を控えるか、または、取り草や落葉等により林地の被覆を行う。
- b.可能な所では散水施設を設置する。

7) しいたけ対策

ア.干害

- a.伏込みほだ木の笠木を十分にし、直射日光を避ける。
- b.伏込み場の下草を刈りすぎないようにする。
- c.ほだ木を低く組んだり、倒すなどして、水分調整を行う。
- d.可能な所では散水施設を設置する。

イ.火山噴火災害

- a.降灰防止と雨水調節を兼ねてビニールシートで覆いをする。
- b.芽切りから採取までの期間を短くするためどんこ採りをする。
- c.人工ほだ場や簡易ビニールハウス等の施設栽培を導入する。

第16節 林野火災応急対策計画

《 基本方針 》

林野火災の特異性に鑑み、関係機関は、迅速かつ組織的に対処し住家被害、森林資源の焼失

等の軽減を図る。

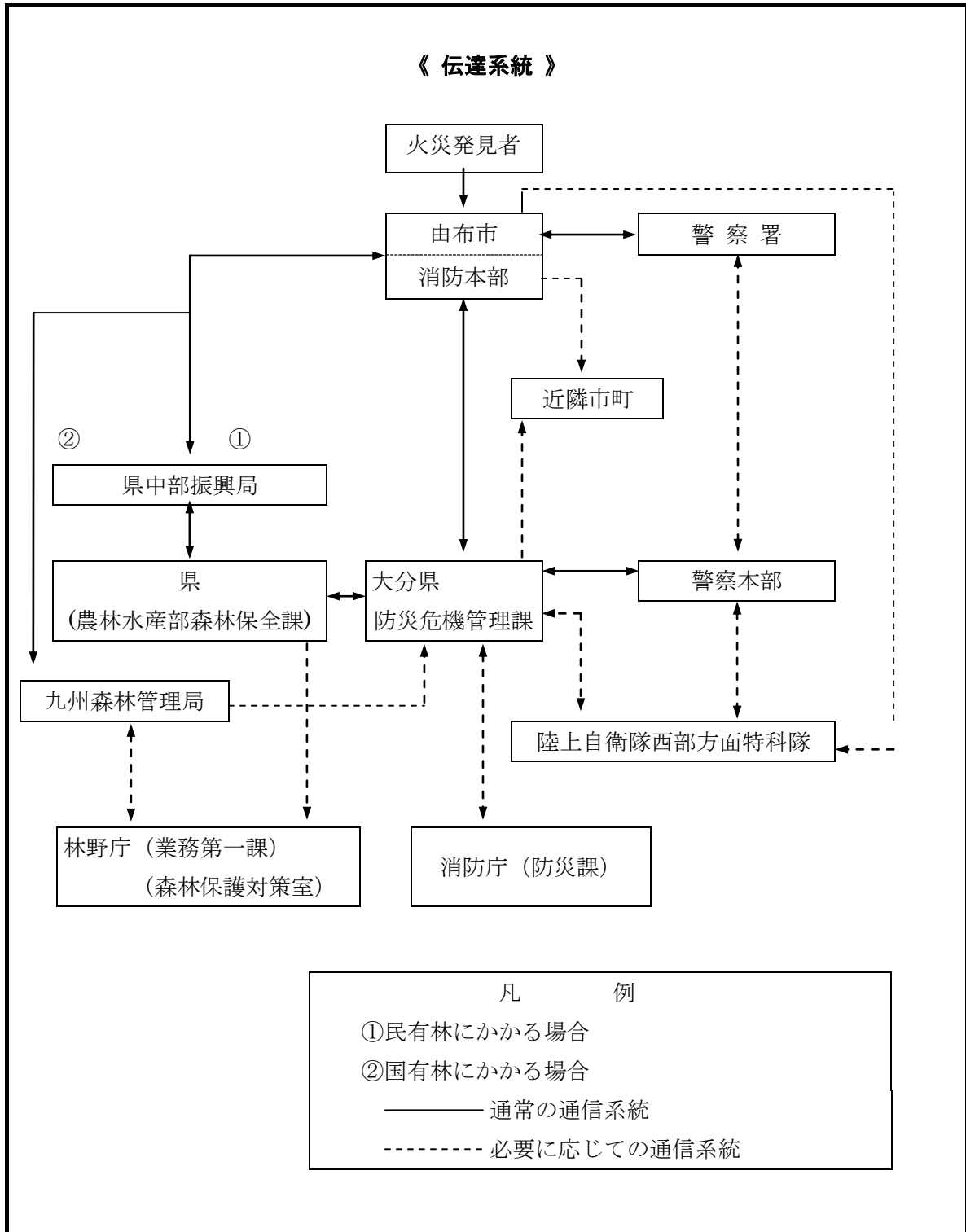
第1項 火災通報等

1. 市

- 1)火災を発見した者から通報を受けた場合は、あらかじめ定める出動体制を取るとともに関係機関（周辺市町、警察署等）に通報を行う。
- 2)地区住民、入山者等に対して周知を図る。
- 3)火災の規模等が、通報基準に達したとき、また、特に必要と認めるときは、県（防災危機管理課）に即報を行う。
 - ア.焼失面積 10ha 以上と推定されるもの
 - イ.空中消火を要請したもの
 - ウ.住家等へ延焼する恐れがある等社会的に影響度が高いもの

第2項 火災通報等伝達系統

火災通報に係わる伝達系統は、次のとおりである。



第3項 消火活動体制

火災を覚知した場合は、関係機関と連携協力して防ぎよにあたるるとともに、状況把握を的確に行い、近隣市町等への応援出動要請の準備を行う。

1) 現地対策本部の設置

火災が拡大し、市では対処できないと判断するときは、関係機関の協力を得て、現地対策本部を設置する。

現地対策本部の任務の概要は次のとおりである。

- ア. 応援協定に基づく周辺市町等の応援隊の出動要請
- イ. 自衛隊出動要請の検討
- ウ. 応援隊、飛火警戒隊、補給隊等の編成
- エ. 警戒区域の指定

2) 空中消火体制の準備

消防関係等の地上隊による消火が困難と判断するときは、県（防災危機管理課）への通報を行うとともに、次のとおり空中消火体制の準備を行う。

- ア. 県航空隊への出動要請準備
- イ. 自衛隊出動要請のための準備
- ウ. 空中消火資機材及びヘリポート等の設定準備

3) 空中消火体制

自衛隊等による円滑な空中消火を実施するため、市は、次の事項を行う。

- ア. 陸空通信隊の編成
- イ. 林野火災用防災地図の作成
- ウ. 空中消火補給基地の設定
- エ. ヘリポート等の設定
- オ. 空中消火用資機材等の点検・搬入

第4項 林野火災対策資料の作成

関係機関は、措置した事項を整理記録し、今後の対策を樹立する。

市は、焼損面積10ha以上または人身事故を伴ったもの、住家等施設焼失を伴ったもの等（通報の場合と区分）の火災の場合は、「昭和55年3月11日付消防地第81号」に定める林野火災調査資料を作成し速やかに県に報告を行う。

第17節 危険物等災害応急対策計画

《 基本方針 》

危険物による災害等の事故により大量の油の流出や火災は、その性質上、大災害に発展する危険性が高く、特に迅速な措置を要するので、関係機関は密接な連絡協力のもとに迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

第1項 危険物災害応急対策

1. 消防本部

1)施設の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。

ア.災害の拡大を防止するための施設、設備の整備及び緊急措置要領の確立

イ.危険物による災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の確立

ウ.災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災関係機関との連携活動の確立

2)施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

2. 応急処置の方法

1)管理者の応急措置の基本

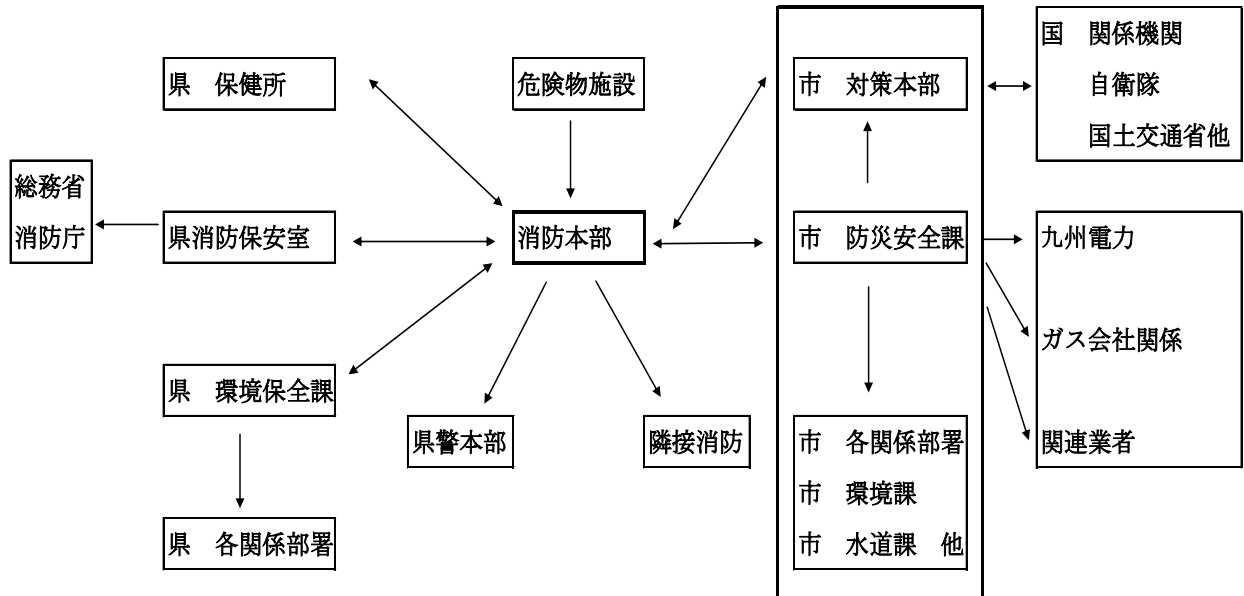
ア.関係機関（市・警察・消防機関）への通報

イ.初期消火等の応急処置

ウ.施設内及び近辺の市民の避難誘導

（事前に各施設ごとの応急対策計画の立案）

3. 緊急時の連絡系統図



4. 危険物保安対策

1) 製造所等の設置者等に対する指導

災害時においては、特に製造所等の設置者等に対し、次の措置をとるよう消防本部へ要請する。

- ア.危険物の漏洩並びに放置の防止
- イ.製造所等の施設の維持管理
- ウ.消火並びに警報設備の現況確認（初期消火体制の確立）
- エ.所内の通報、連絡体制の確立
- オ.危険物設置者の危険物従事者への安全教育の徹底
- カ.危険物の流出及び拡散の防止
- キ.流出した危険物の除去、その他災害発生防止のための応急措置

2) 石油類及び毒劇物等化学薬品

ア.危険物施設等の所有者、管理者、占有者の措置

発火源の除去、石油類の安全な場所への移動、油等の流出防止、自衛消防隊その他の職員による安全措置を講ずると共に火災が発生したときは、直ちに消防機関及び警察に通報し初期消火する。

また、必要があるときは、付近住宅に避難するよう警告を行う。

イ.市の措置

市は、施設の所有者及び市民から火災及び火災の恐れ of 通報を受けたときは、石油類等施設の所有者、管理者、占有者に対して危害防止のための措置を指示し、または自らその措置を講じ、必要があると認めるときは警戒区域を設定し、市民の立ち入り制限、退去の命令及び避難誘導を実施する。

3) 事故現場における措置

警察、消防署等関係者に必要な措置及び助言をえて、次の緊急措置を講ずる。

- ア.事故現場周辺の火気使用厳禁を徹底させる（範囲は状況に応じて定め風下方向に重点をおく）。
- イ.輸送車の容器弁またはバルブ等の一部に故障を生じ、ガスの漏出が少量の場合で爆発の危険性が小さいときは、応急的な漏えい防止措置を講ずる。
- ウ.交通の制限は風下ほど広範囲に実施する。
- エ.付近の住民の避難指示及び風上に避難場所を定め、ガス臭のある地域の住民をすみやかに誘導する。
- オ.避難誘導にあたっては、ガス臭のある地域を避けて誘導する。
- カ.ガスの検知

側溝等には、ガスの滞留が考えられるので、遠距離までガスの有無については点検を行う。

第2項 高圧ガス災害応急対策

1. 消防本部、消防団

高圧ガスによる災害の発生、またはその恐れがある際には、関係機関からの要請に応じ、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止の広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

1) 高圧ガス

ア.高圧ガス施設の所有者、占有者の措置

作業の中止、設備ガスの安全な場所への移動、安全放出、ボンベ等の埋設等法令に定める安全措置を講じ、直ちに消防機関及び警察に通報すると共に必要があると認めるときは付近の市民に避難するよう警告を行う。

イ.市の措置

高圧ガスの所有者、占有者及び市民から火災及び爆発の恐れ of 通知を受けたときは、直ちに現場に出動し警察に協力を依頼し、危険区域の措置を講ずると共に必要があると認められるときは、付近住民の立ち退き及び避難を命令する。

また、施設の所有者、占有者に対し危険防止に必要な措置を指示し、または災害の防衛活動、被災者の救出、救護等必要な措置を講ずる。

2) 大分県高圧ガス防災体制

ア. 目的

この体制は高圧ガスによる災害に対処し、これに伴う業務を迅速かつ的確に処理することにより公共の安全を確保することを目的とする。

イ. 構成

大分県工業保安課及び各商工会議所
大分県防災危機管理課
大分県警察本部生活安全部生活環境課及び各警察署
各市町村消防機関（消防第1部）
社団法人大分県高圧ガス保安協会
社団法人大分県LPガス協会
大分県冷凍設備保安協会
大分県LPガススタンド協会
九州地区高圧ガス防災協議会大分県支部

ウ. 応援体制

高圧ガス関係保安団体は関係機関からの派遣要請を受けた場合は、防災担当者を指名して、災害現場に派遣する。

エ. 身分証明

高圧ガス関係団体及び九州地区高圧ガス防災協議会大分県支部の防災担当者が事故現場に立入るときは、その身分を証する腕章を呈示し、警察職員または消防職員（団員）と協力し、適切な措置を講ずる。

オ. 連絡会議

本体制の目的達成のため必要があるときは、連絡会議を開催する。

カ. 事故措置

事故発生に際しては別途「高圧ガス事故措置要綱」による。

3) 事故発生時の措置

ア. 防災指定事業所

高圧輸送車の事故に備え、その順路付近の高圧ガス製造事業所等を防災指定事業所に指定し、万一事故が発生した場合、当該指定事業所の製造保安責任者等の協力を要請する。（専門技術者）

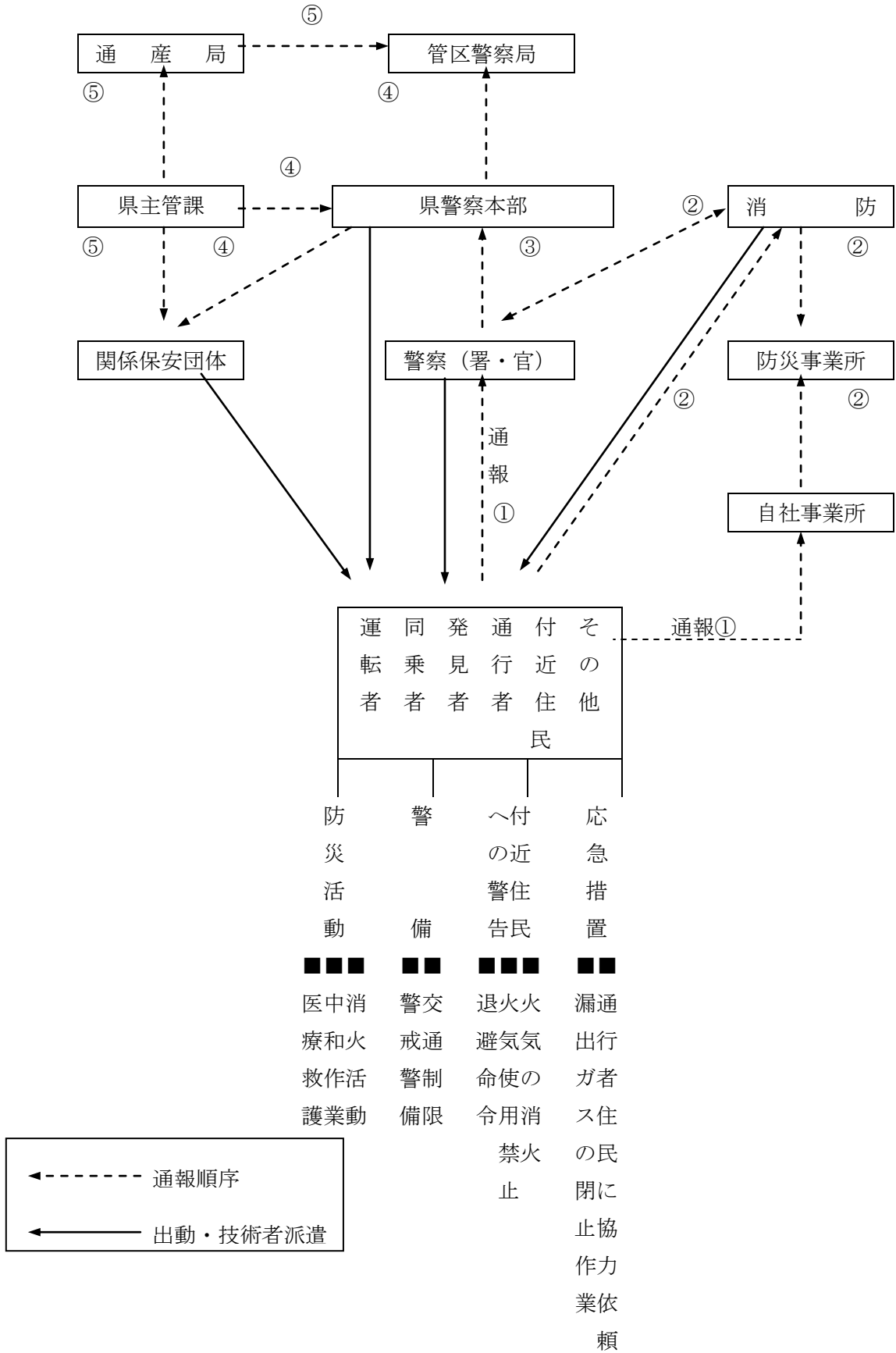
イ. 通報及び技術者派遣高圧ガス輸送車の事故によりガス漏れ、または爆発の恐れがある旨の届出を受けた警察署並びに消防署等は、「事故発生時の通報系統」によってすみやかに関係先へ通報し、通報を受けたものは事故現場への技術者派遣等の危害防止上必要な措置を行う。

4) 大分県高圧ガス防災体制本部機構

- ア.本部は別に定める事故（A級・B級）の発生状況に応じ設置する。
- イ.本部は、原則として工業保安課に置き、必要に応じ各商工事務所または事故現場に現地対策本部を設置する。
- ウ.本部に防災班及び総務班を置く。
 - a.防災班は事故現場における防災活動等の実務にあたる。
 - b.総務班は総括業務、広報、渉外、通信連絡等防災班に属さない業務にあたる。
- エ.本部長は、商工部長とし、副本部長を工業保安課長、防災危機管理課長、県警察本部保安課長とする。

総務班長は、工業保安課課長補佐、防災班長は高圧ガス電気係長とし、現地対策本部長は工業保安課課長技術補佐をもってこれにあてる。
- オ.現地対策本部の機構は、本部機構に準じ、災害の規模に応じて編成し、現地対策本部の活動に際しては関係機関の協力を求める。
- カ.事故発生の連絡通報体制は、右図のとおりとする。

《 事故発生時の通報系統図 》



第3項 火薬類災害応急対策

1. 消防本部、消防団

火薬類による災害発生、または、その恐れがある際には、関係機関からの要請に応じ、火薬の運搬停止等の緊急措置、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示等必要な応急対策を実施する。

1) 火薬庫または火薬類の所有者、占有者の措置

火薬類の安全地域への移送または水中への沈下、火薬庫入り口の密閉等法令に定める安全措置を講じると共に必要があるときは、付近の住民へ避難するよう警告を行う。

2) 市の措置

市は、火薬類の所有者及び市民等から爆発または火災の恐れのある通報を受けたときは直ちに現地に出動し、警察に協力を依頼し、危険区域を設定する等の措置を講ずると共に必要があると認めるときは、付近住民の立ち退き及び避難を命令する。

第4項 毒物劇物災害応急対策

1. 流出油対策

大量の石油類が河川等に流出し、火災の危険性、汚濁等により地域住民の生活及び財産に被害を及ぼす災害が発生した場合における流出油防除活動及び災害拡大防止活動等の応急措置について定める。

1) 市長の指示

ア.発見者及び原因者から通報を受けたときは、直ちに関係機関へ連絡及び応援を求め、原因者に対する油類の防除資材の放出による防除、撤去作業を実施する。

イ.被害の及ぶ恐れのある市民等に対して、被害状況の周知を図ると共に必要によっては、警戒区域を設定し、火気使用等の禁止、巡視等の措置を講じ、または一般市民の立入制限、退去等を命ずる。

ウ.広域にわたる被害が予想される場合は、「流出油事故防除計画」に基づき関係市町村の対応について通報体制を確立し、早期に災害防除を推進するために市域に係る防油体制に必要な措置を講ずる。

2. 消防本部、消防団

火災に際しては施設の延焼防止のための消防活動を実施するほか、汚染区域の拡大防止措置を実施する。

第18節 火山災害対策計画

《基本方針》

本計画では、火山災害による生命・財産への被害を最小限に止めるため、以下の対策を推進する。

第1項 火山災害対策計画

本節に定めるもの以外については、本計画の各章・節に準ずる。

- 組織計画
- 動員配備計画
- 気象庁が発表する火山情報の収集・伝達
- 災害が発生する恐れがある異常な現象の通報
- 被害の未然防止、拡大防止のための市民への呼びかけ
- 社会秩序の維持対策（流言飛語等への対策）
- 避難対策
- 交通規制対策

1. 組織計画

1)火山災害に備え、県、関係市町村、防災関係機関においては迅速・的確に対処するための防災活動組織を整備する。

2)市の組織

ア.組織体制の基準

a.災害警戒準備室

以下の場合等に、市は、災害対策連絡室を設置する。

- ①福岡管区気象台が、九重山、鶴見岳・伽藍岳、又は由布岳について噴火予報を発表したとき。
- ②その他異常な自然現象等により災害が発生し、又は発生する恐れがあり、災害応急対策を実施する必要があるとき。

b. 災害対策警戒本部

以下の場合等に、市は災害警戒本部を設置する。

- ①福岡管区気象台が九重山、鶴見岳・伽藍岳、又は由布岳に係る火口周辺警報を発表したとき。
- ②その他異常な自然現象等により相当規模の災害が発生し、又は発生する恐れがあり特に災害応急対策を実施する必要があるとき。

c.災害対策本部

以下の場合等に、市は災害対策本部を設置する。

- ①福岡管区気象台が、九重山、鶴見岳・伽藍岳または由布岳について噴火警報を発表

しかつ大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。

- ②その他異常な自然現象等により大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがあり総合的な災害応急対策を実施する必要があるとき。

4.組織体制

a.災害警戒準備室体制

災害対策連絡室においては、要員により所要の活動を行う（本編「第2章第1節 災害対策本部組織計画」参照）。

- ①火山情報の伝達
- ②災害情報の収集

市は、大分地方気象台、県、消防本部、警察本部、地区災害対策連絡室等から火山災害に関する情報を入手し、関係機関へ伝達する。

- ③被害の未然防止、拡大防止のための呼びかけ

市は、必要に応じて、火山災害の危険地域に所在する所管施設等に火山災害への注意を呼びかける。

特に、災害時要援護者弱者への呼びかけに留意し、福祉事務所の助言を得て呼びかけを行う。

b. 災害対策警戒本部体制

警戒本部体制においては、警戒本部及び地区警戒本部設置時の要員（本編「第2章第1節 災害対策本部組織計画」を参照。）により所要の活動を行う。

c.災害対策本部体制

「本編第2章第1節 災害対策本部組織計画」による。

3)市、その他の防災関係機関の組織

市その他の防災関係機関においても、それぞれ火山対策のために必要な組織を確立する。

4)関係機関の活動調整のための組織

火山災害対策を円滑に進めるため、県は必要に応じて関係機関及び関係団体に出席を求めて合同連絡会議を開催し、必要な調整を行う。

（合同会議出席機関）

- ・ 県
- ・ 大分地方気象台
- ・ 警察本部
- ・ 関係市町村
- ・ 関係消防本部
- ・ その他必要と認める関係機関、関係団体

2. 気象庁が発表する火山情報の収集伝達

1)基本方針

九重山、鶴見岳・伽藍岳、由布岳、阿蘇山の活動状況に関して気象庁から発表される噴火予報、噴火警報、火山の状況に関する解説情報及び火山活動解説資料等については、第1次的には直接テレビ、ラジオ等を通じて入手する。各防災関係機関においては、噴火予報、噴火警報等の内容に十分留意し、市民の生命・財産への被害を最小限とする体制を整える。

①火山現象の予報及び警報（噴火予報及び噴火警報）

イ 予報 : 観測の成果に基づく現象の予想をいう

噴火予報 : 噴火警報を解除する場合や、火山活動が静穏（平常）な状態が続くとき等に発表する

ロ 警報 : 重大な災害の起こる恐れがある旨を警告して行う予報を言う。

噴火警報 : 居住地域や火口周辺を対象に重大な被害を及ぼす等の噴火が発生すると予想される場合に、予想される影響の範囲を付した名称で発表する。

第4章 被災者の保護・救援のための活動計画

第18節 火山災害対策計画

②九重山（噴火警戒レベル導入火山）

略称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動	登山者等への 対応
噴火警報	居住地域	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	危険な居住地域からの避難等が必要	
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要	
火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	通常的生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等
	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	通常的生活	火口周辺への立入規制等
噴火予報	火口内等	1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等がみられる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）		

③鶴見岳・伽藍岳、由布岳

略称	対象範囲	警戒事項等 (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動	登山者等への対応
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域及びそれより火口側の範囲において嚴重に警戒 (旧住地域嚴重警戒)	居住地域及びそれより火口側に重大な被害を及ぼす程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要	
火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	火口から居住地域までの広い範囲の火口周辺における警戒 (入山危険)	火口から居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等
	火口周辺	火口から少し離れた所までの火口周辺における警戒 (火口周辺危険)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	通常の生活	火口周辺への立入規制等
噴火予報	火口内等	平常	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等がみられる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)	通常の生活	特になし

④火山現象に関する情報等

イ 火山の状況に関する解説情報

火山活動が活発な場合等、火山性地震や微動回数及び噴火等の火山の状況を知らせる情報

ロ 火山活動解説資料

火山観測の結果及び調査の成果を取りまとめた資料

ハ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことを知らせるもの

ニ 降灰予報

噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が予想される地域を図に示し、降灰が予想される地域(都道府県名)とあわせて発表する。

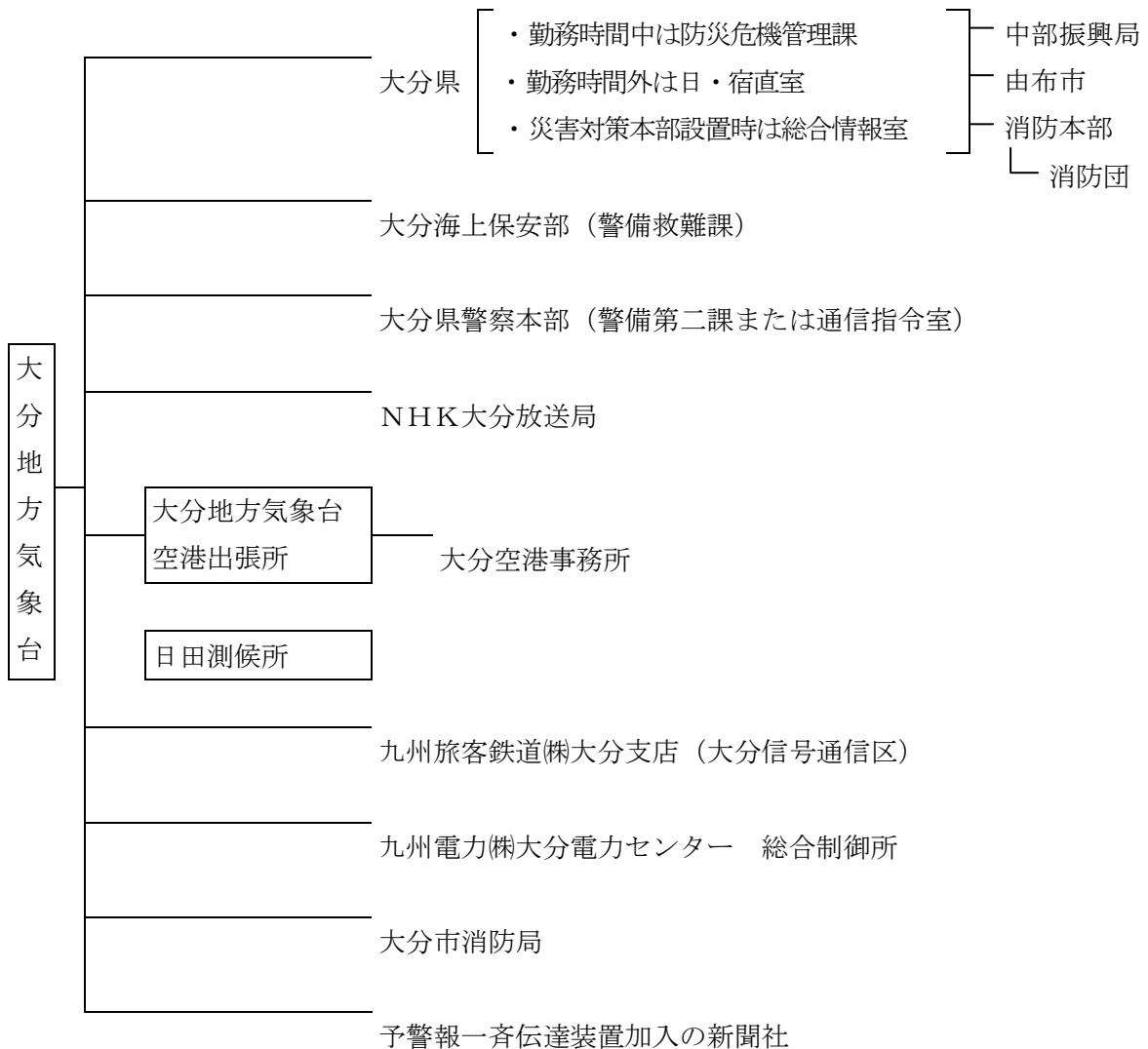
2)大分地方気象台の措置

大分地方気象台は、気象業務法及び活動火山対策特別措置法に基づき、次により噴火予報、噴火警報等の発表及び伝達を行う。

ア.発表責任体制

- a.九重山、鶴見岳・伽藍岳、由布岳、阿蘇山の火山現象に関する観測成果等に基づき、福岡管区気象台が行う。
- b.大分地方気象台は、福岡管区気象台が発表する九重山、鶴見岳・伽藍岳、由布岳、阿山に関する噴火予報、噴火警報等の発表を受け、知事への通報及び関係機関への伝達を行う。

イ.火山情報の伝達



4. 災害が発生する恐れがある異常な現象の通報（災害対策基本法第54条）

（1）基本方針

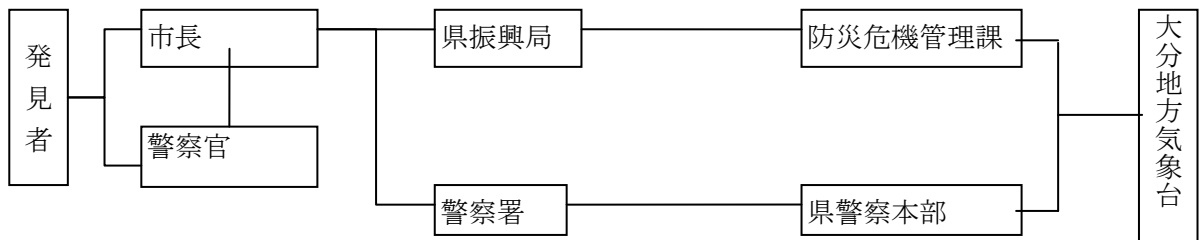
噴火、降灰、鳴動、地温の上昇等災害が発生する恐れがある異常な現象を発見した者は速やかに市（消防機関を含む。）、警察官に通報しなければならない。通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。市長は、県その他関係機関と連携して迅速・的確な防災体制の確立を図る。

*異常な現象の例

現象の区分	現象の例
噴火現象	噴火（爆発、溶岩流、泥流、軽石流、火砕流等）及びそれらに伴う降灰砂等。
噴火以外の火山性異常現象	① 火山地域での地震の群発。 ② 火山地域での鳴動の発生。 ③ 火山地域での顕著な地形変化、山崩れ、地割れ。 ④ 噴気・噴煙の顕著な異常変化、噴気孔・火口の新生・拡大・移動、噴気、噴煙の量・色・臭・温度、昇華物等の異常変化。 ⑤ 火山地域での湧泉の顕著な異常変化。 湧泉の新生・枯渇、量・味・臭・色・濁度・温度の異常変化等 ⑥ 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生、拡大・移動及びそれに伴う草木の立ち枯れ。 ⑦ 火山附近の海洋・湖沼・河川の水の顕著な異常変化。 （量・濁度・臭・色の変化、軽石・死魚の浮上、発泡、温度の上昇等）

（2）市町村の措置

発見者、警察官から通報を受けた市は、速やかにその概況を把握確認のうえ、被害を受ける恐れのある地域の住民に周知するとともに、次の関係機関に通報し必要な措置を求める。



5. 被害の未然防止、拡大防止のための市民への呼びかけ（第2章第15節「災害広報計画」参照）

市は、県等から噴火予報、噴火警報等の伝達を受けた場合及びその後の火山情報等により市内で火山災害の発生する恐れがあると判断した場合、防災行政無線、防災情報提供メール（県民安全・安心メールを含む）、移動通信事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、広報車、インターネット（ホームページや、ツイッター等のソーシャルメディア）等を用いて市民に対して危険箇所からの避難などを呼びかけ、被害の未然防止と拡大防止を図る。その際、聴覚障がい者、視覚障がい者、外国人、観光客にも的確に呼びかけができる

よう配慮する。

6. 社会秩序の維持対策（流言飛語等への対策）

市は、当該地域に流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、または発生する恐れがあるときは、消防団及び自治会と連携して、すみやかに市民等のとるべき措置について呼びかけを実施するとともに、当該地域の社会秩序を維持するために必要と認めるときは、知事に対して応急措置または広報の実施を要請する。

7. 避難対策（本編第3章第4節「避難計画」参照）

1)警戒区域の設定

ア.市長は、市民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

イ.警察官は、火山災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、市民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合で、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、または市長から要請があったときは、警戒区域を設定する。

ウ.市長、警察官は、警戒区域を設定したときは、市民等に対して退去または立入禁止を命ずる。

エ.市長は、警戒区域を設定したときは、すみやかにその旨を知事（防災危機管理課）に報告する。

2)災害時要援護弱者の避難

市長は、警察署、消防団等の関係機関の協力を得て、災害時要援護弱者の避難が迅速かつ円滑に行われるよう的確な措置に努める。

3)市民による自主避難

特定の地域において、火山活動に伴う急激な異常を察知したとき、市民は、市長等の避難の勧告または指示を待つまでもなく、可能な限り集団避難の方式により避難する。

8. 交通の制限（本編第2章第13節「交通確保計画」参照）

1)陸上交通

ア.公安委員会は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるときは、区域又は道路の区間

を指定して、緊急通行車両以外の一般車両の通行を禁止し、又は制限することができる

イ.公安委員会は、通行の禁止又は制限が行われた場合、通行禁止等に係る区域又は道路の区間「通行禁止区域等」、その他必要な事項を周知する。

第5章 社会基盤の応急対策計画

第1節 電気・ガス・水道・電話の応急対策計画

第2節 道路・河川・公園・鉄道の応急対策計画

第1節 電気・ガス・水道・電話の応急対策計画

本節は、社会生活に欠かせない電気・ガス・上・下水道・電話の災害時の応急対策について定めるものである。

1 応急対策の基本方針

電気、ガス、上・下水道、電話に係る各事業者は、各々の災害時対応計画にしたがい、地震発生時には二次災害の防止及び早期復旧に努める。県及び市その他の防災関係機関は、事業者から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力する。

2 災害発生時の連絡体制の確立

(1) 九州電力(株)大分支店、西日本電信電話(株)大分支店及び被災地の応急対策に関連するガス、上・下水道事業者は、県が災害対策本部を設置した場合には、県との連絡担当者を指定し逐次連絡が確保できる体制をとる。

(2) 人身に係わる二次災害が発生する恐れのある場合、また、発生した場合は、県のほか、市、警察機関、消防機関、海上保安部に迅速に通報する。

3 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各事業者は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次報道機関、チラシ等を用いて県民に広報する。その場合、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人にも配慮する。

4 応急対策にあたっての県及び市町村の支援

県及び市は、各事業者が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合、また、市民向けの広報を行おうとする場合は、応援隊の集結ルート、集結場所の紹介・あっせん並びにプレスルームの提供等を行い、迅速な応急対策を支援する。

また、以下の事項について各事業者から要請を受けた県及び関係機関は、可能な範囲で協力する。

- (1) 道路に倒壊した樹木や飛来物の除去及び道路損壊箇所の仮復旧
- (2) 道路損壊等による孤立地区への復旧要員、資機材の輸送
- (3) 復旧要員の宿泊、待機場所及び車両の駐車場としての学校等公共施設の貸与
- (4) 広報車両、防災無線、有線放送等による停電、復旧状況の広報

第2節 道路・河川・公園・鉄道の応急対策計画

本節は、各種応急対策の遂行に重大な影響を与える道路、河川、都市公園、鉄道の応急対策について定めるものである。

1 応急対策の基本方針

道路、河川、都市公園、鉄道に係る各管理者等は、各々の災害時対応計画にしたがい、地震発生時には二次災害の防止及び早期復旧に努める。県及び市その他の防災関係機関は、事業者等から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力する。

2 災害発生時の連絡系統

「本編第2章第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達計画」に定めるところによる。

3 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各管理者等は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次報道機関、チラシ等を用いて市民に広報する。その場合、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人にも配慮する。

4 応急対策にあたっての県及び市の支援

県及び市は、各管理者等が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合、また、市民向けの広報を行おうとする場合は、応援隊の集結ルート、集結場所の紹介・あっせん並びにプレスルームの提供等を行い、迅速な応急対策を支援する。